



東海市公共施設等総合管理計画

平成 29 年（2017 年）3 月策定

令和 4 年（2022 年）3 月改訂

東海市

目 次

第1章 はじめに

| | |
|---------|---|
| 1 背景と目的 | 1 |
| 2 位置づけ | 2 |

第2章 計画の基本的事項

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 計画期間 | 3 |
| 2 対象施設 | 3 |
| 3 公共施設等の状況（施設保有量の推移） | 4 |
| （1）公共建築物 | 6 |
| （2）インフラ施設 | 9 |
| 4 有形固定資産減価償却率の推移 | 13 |
| 5 人口の現況と推計 | 14 |
| （1）現況 | 14 |
| （2）将来人口推計 | 15 |
| 6 現状と課題に関する基本認識 | 16 |
| （1）人口構成の変化等による公共施設等に対するニーズの変化 | 16 |
| （2）公共施設等の老朽化 | 16 |
| （3）公共施設等の更新時期の集中 | 16 |
| （4）厳しい財政状況 | 16 |
| 7 過去に行った対策の実績 | 17 |

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

| | |
|---------------------------|----|
| 1 維持管理・更新等に係る経費 | 18 |
| （1）財政の現況と見通し | 18 |
| （2）現在の維持管理・更新等に係る経費 | 19 |
| 2 中長期的な公共施設等の更新費用 | 20 |
| （1）公共建築物 | 20 |
| ア 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み | 20 |
| イ 長寿命化対策を反映した場合の見込み | 20 |
| ウ 対策の効果額 | 21 |
| （2）インフラ施設 | 21 |
| （3）公共施設等（公共建築物とインフラ施設の合計） | 22 |
| （4）財政平準化の推進 | 23 |

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 24 |
| （1）施設の複合化・廃止・広域化等の推進方針 | 24 |
| （2）民間活力導入の推進方針 | 24 |
| （3）点検・診断等の実施方針 | 24 |
| （4）維持管理・修繕・更新等の実施方針 | 24 |
| （5）安全確保・耐震化の実施方針 | 25 |
| （6）長寿命化の実施方針 | 25 |
| （7）地球温暖化に係る省エネ対策等の実施方針 | 25 |
| （8）ユニバーサルデザイン化の実施方針 | 25 |
| （9）地方公会計（固定資産台帳等）の活用に関する基本方針 | 25 |
| （10）保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針 | 25 |
| （11）国が管理する施設との連携に関する基本方針 | 26 |
| 2 公共建築物の再編 | 27 |
| （1）公共建築物の方向性 | 27 |
| ア 施設将来ビジョン | 27 |
| （2）再編の基本的な方針 | 27 |
| ア 再編の理念と構築ビジョン | 27 |
| イ 再配置の取組方針 | 29 |
| ウ 数値目標 | 33 |
| （3）公共建築物の再配置の誘導 | 35 |
| ア 施設の誘導モデル | 35 |
| 3 インフラ施設の長寿命化方針と進め方 | 38 |
| （1）インフラ施設の長寿命化方針 | 38 |
| （2）計画の策定と見直しの視点 | 38 |

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

| | |
|-------------------------|----|
| 1 施設の類型 | 39 |
| 2 施設類型ごとの方針 | 40 |
| （1）学校施設 | 40 |
| （2）幼保・子育て支援施設 | 41 |
| （3）小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」 | 42 |
| （4）社会教育・文化施設 | 43 |

| | |
|--------------|----|
| (5) 図書館 | 44 |
| (6) スポーツ施設 | 44 |
| (7) 産業系施設 | 45 |
| (8) 福祉施設 | 45 |
| (9) 保健施設 | 46 |
| (10) 庁舎等 | 46 |
| (11) 消防・防災施設 | 47 |
| (12) 公営住宅 | 48 |
| (13) 公園・緑地施設 | 49 |
| (14) 供給処理施設 | 50 |
| (15) 病院施設 | 50 |
| (16) その他の施設 | 51 |
| (17) 道路 | 52 |
| (18) 橋りょう | 52 |
| (19) 上水道施設 | 53 |
| (20) 下水道施設 | 54 |
| (21) 河川 | 54 |
| (22) 港湾 | 55 |
| (23) ため池 | 55 |
| (24) 農業用排水施設 | 56 |

第6章 計画の推進

| | |
|-------------------------|----|
| 1 公共施設マネジメントの推進 | 57 |
| (1) 推進体制 | 57 |
| (2) 職員の意識改革 | 58 |
| 2 P D C Aサイクルの推進 | 59 |
| (1) 再編計画、個別施設計画のフォローアップ | 59 |
| (2) P D C Aサイクル | 59 |

第1章 はじめに

1 背景と目的

昭和44年（1969年）に上野町と横須賀町が合併して誕生した東海市は、臨海部への企業立地や人口増加に応じた施設の整備など、新しいまちづくりに向けた取組を進めてきました。年々増大する行政需要に対して、小中学校をはじめとする学校施設、公民館、市民館などの社会教育関連施設や農業センター、商工センター、勤労センター、市民体育館、温水プールなどを整備するとともに、道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ施設を積極的に整備することによって、市民一人ひとりが満足できる生活の環境づくりに努めてきました。

このような経緯から、本市には1960年代から1970年代に建設された公共建築物やインフラ施設が数多くあり、今後、それらの定期的な修繕や計画的な更新等による老朽化対策を図っていくことが必要な状況となっています。

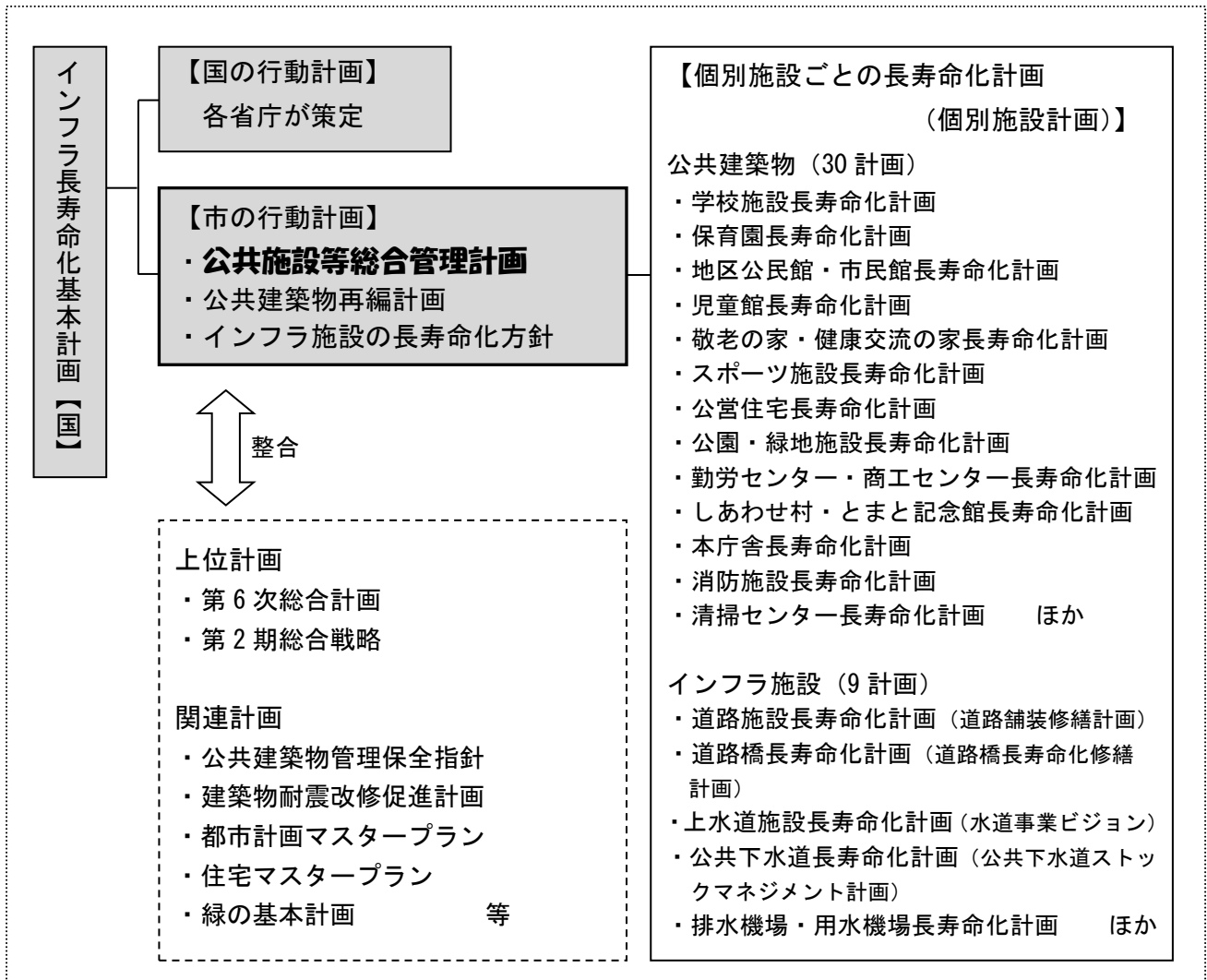
一方、市の財政状況は、現状、一定の財源確保ができているものの、景気動向に伴う企業業績の悪化や設備投資の減少による法人市民税及び固定資産税の減収などのリスクがあり、安定的に見込むことは困難です。また、将来的な生産年齢人口の減少等を考慮すると今後税収の大幅な増加は見込めないと予想されます。こうしたなかで、限られた財源の重点的・効率的な活用が求められています。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）において市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものであり、将来の人口推計や財政状況等を踏まえつつ、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点による長寿命化・複合化・広域化等を行うことで、財政負担の軽減や平準化を目指しています。また、更新時等に民間活力の導入促進や、地域社会の実情に合ったまちづくりを進めることを目的としています。

本計画では、将来に渡って健全な財政運営を行いつつ、市民が必要とする公共サービスを継続的に提供するため、公共建築物、道路、橋りょう、上水道、下水道、公園などの総合的な管理の基本方針を定めるものです。

2 位置づけ

本計画は、公共建築物再編計画（以下「再編計画」という。）とインフラ施設の長寿命化方針と連携して、上位計画である第6次総合計画のほか、公共建築物管理保全指針等の関連計画と整合を図るとともに、公共建築物や公園、道路、橋りょう、上水道、下水道などの個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）が目指す施設の長寿命化と、市民サービスを安定して提供するための管理保全の指針となるものです。



本計画の位置づけ

第2章 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画（平成29年（2017年）3月策定）では、平成29年度（2017年度）から平成48年度（2036年度）までの20年間を計画期間としています。

また、国は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（平成30年2月）し、そのなかで、維持管理・更新等に係る中長期的な経費として30年以上の見込みと、公共施設等の数・延床面積等の数値目標を記載する公共施設等総合管理計画の見直しを令和3年度（2021年度）までに行うことを要請しています。

そこで、本計画の改訂にあたっては、将来にわたる見通しや課題を把握・分析するため、次の40年間を計画期間とします。

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和42年度（2060年度）

2 対象施設

本計画は、市が保有する全ての公共施設等を対象とします。

なお、一部事務組合（西知多医療厚生組合、知北平和公園組合）が保有する公共施設等についても対象とします。

また、本計画で使用する用語は次のとおりです。

本計画における用語の定義

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 公共建築物 | 市役所本庁舎、小中学校、保育園、公民館等の建物系の施設 |
| インフラ施設 | 道路（農道含む）、橋りょう、上水道、下水道等の都市基盤施設 |
| 公共施設等 | 上記の「公共建築物」と「インフラ施設」の総称 |
| 修繕 | 劣化、破損等によって損なわれた機能を回復させるために行う修理、補修等のこと。 |
| 改修 | 劣化した施設の性能・機能を、社会変化等に基づき新たに求められる水準まで改善すること。 |
| 更新 | 劣化した部位・部材・機器等を新しいものに取り替えること。また、施設そのものを建て替えること。 |
| 旧耐震基準 | 建築基準法に基づく昭和56年（1981年）5月以前の耐震基準。 |
| 新耐震基準 | 建築基準法に基づく昭和56年（1981年）6月以降の耐震基準。 |

【参考】

「公共施設等」については、総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。」としています。本計画においては上記一覧表の用語の定義とします。

3 公共施設等の状況（施設保有量の推移）

本計画で対象とする公共施設等には、学校や保育園、公民館、庁舎などの公共建築物のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ施設を含みます。

市内には公共建築物 262 施設、総延床面積約 37.2 万㎡、道路（農道含む）延長約 559km、道路橋 119 橋、上水道延長約 451km、下水道（その他排水施設含む）延長約 750km などがあり、次のページに公共施設等の状況を総括表としてまとめてあります。

なお、総括表は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を参考にした分類（「大分類」「中分類」）に基づいて整理しています。

公共施設等の総括表

総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を参考にした分類の総括表は以下のとおりです。

| | 大分類※1 | 中分類※1 | 施設数 | 総延床面積(㎡)※2 | 主な施設 |
|---------|------------------|--|--|--------------------------------|----------------------------------|
| 公共建築物 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 16 | 10,081 | 上野公民館、地区公民館、市民館 |
| | | 文化施設 | 2 | 22,274 | 文化センター、芸術劇場 |
| | 社会教育系施設 | 図書館 | 2 | 4,390 | 中央図書館、横須賀図書館 |
| | | 博物館等 | 3 | 4,788 | 平洲記念館、郷土資料館 |
| | スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 5 | 14,398 | 市民体育館、温水プール、運動公園 |
| | 産業系施設 | 産業系施設 | 7 | 7,952 | 勤労センター、農業センター、商工センター、クラインガルテン |
| | 学校教育系施設 | 学校 | 18 | 154,806 | 小学校、中学校 |
| | | その他教育施設 | 3 | 5,381 | 給食センター、教員研修センター |
| | 子育て支援施設 | 幼保・こども園 | 18 | 22,079 | 保育園 |
| | | 幼児・児童施設 | 19 | 6,708 | 児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ専用室 |
| | 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 24 | 3,609 | 敬老の家、健康交流の家、加木屋デイサービスセンター |
| | | 保健施設 | 3 | 12,993 | 保健福祉センター、健康ふれあい交流館(しあわせ村)、とまと記念館 |
| | 行政系施設 | 庁舎等 | 5 | 18,677 | 本庁舎、市民活動センター、パスポートセンター |
| | | 消防施設 | 11 | 6,482 | 消防本部、消防署、消防団詰所 |
| | | その他行政系施設 | 52 | 2,056 | 防災倉庫、水防倉庫 |
| | 公営住宅 | | 4 | 13,203 | 市営住宅 |
| | 公園 | | 57 | 6,023 | 管理事務所、便所、四阿、展望台 |
| 供給処理施設 | | 3 | 13,278 | 清掃センター、リサイクルセンター、衛生センター | |
| その他 | | 8 | 7,515 | 知北斎場、知北霊園、駐車場、公衆便所 | |
| 医療施設 | | 2 | 35,324 | 公立西知多総合病院、看護専門学校 | |
| | 公共建築物の合計 | 262 | 372,017 | | |
| インフラ施設 | 種類 | | 数量等 | | 参考事項 |
| | 道路(農道含む) | | 延長 559km | | 舗装、擁壁、道路照明灯等 |
| | 橋りょう | | 道路橋 119 橋 横断歩道橋 16 橋 | | |
| | 上水道施設 | | 延長 451km、ポンプ場 3 箇所(総延床面積 2,350 m ²) | | ポンプ場(上野、東海、加木屋) |
| | 下水道施設(その他排水施設含む) | | 延長 750km、処理施設等 9 箇所(総延床面積 31,132m ²) | | 処理施設等(浄化センター、8 ポンプ場) |
| | 河川 | | 河川延長 9.6km | | 大田川、中川、富田川、上野新川、奥山川、横須賀新川、土留木川 |
| | 港湾 | | 護岸延長 1.4km | | |
| | ため池 | | 7 箇所 | | 大廻間池、前後池、前後中池、はず池、奥山池、ヤカン池、山田池 |
| 農業用排水施設 | | 用排水機場等 13 箇所(総延床面積 803m ²)、排水路延長 10.9 km、農業用水管延長 7.3km | | 用水機場 5 箇所、排水機場 7 箇所、農業用樋門 1 箇所 | |

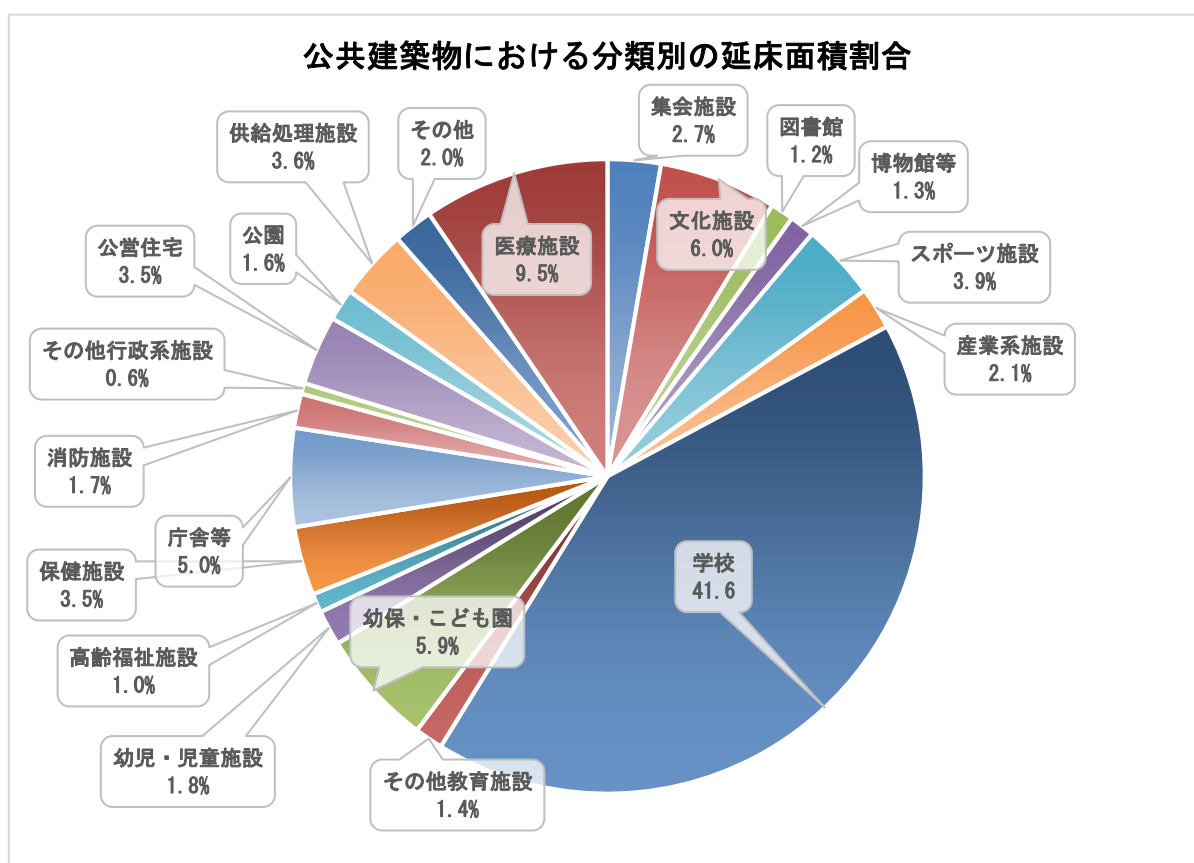
※1 総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を参考にした分類のため、第5章の「施設の類型」の分類と一部相違があります。

※2 本計画では、一部事務組合が所有している施設については、費用按分率を乗じた延床面積を記載しています。

(1) 公共建築物

公共建築物の総延床面積約 37.2 万㎡のうち、主なものとして学校が 41.6%、医療施設が 9.5%、文化施設が 6.0%、幼保・こども園（保育園）が 5.9%を占めており、人口 1 人当たりの公共建築物の延床面積は約 3.25 ㎡となります。（総人口 114,615 人、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日時点）

この本市の延床面積は、調査可能であった 981 市区町村の人口 1 人当たりの公共建築物の平均延床面積、3.42 ㎡（平成 22 年（2010 年）3 月末時点；東洋大学 PPP 研究センター調査）と比較しても同程度の平均的な水準となっています。

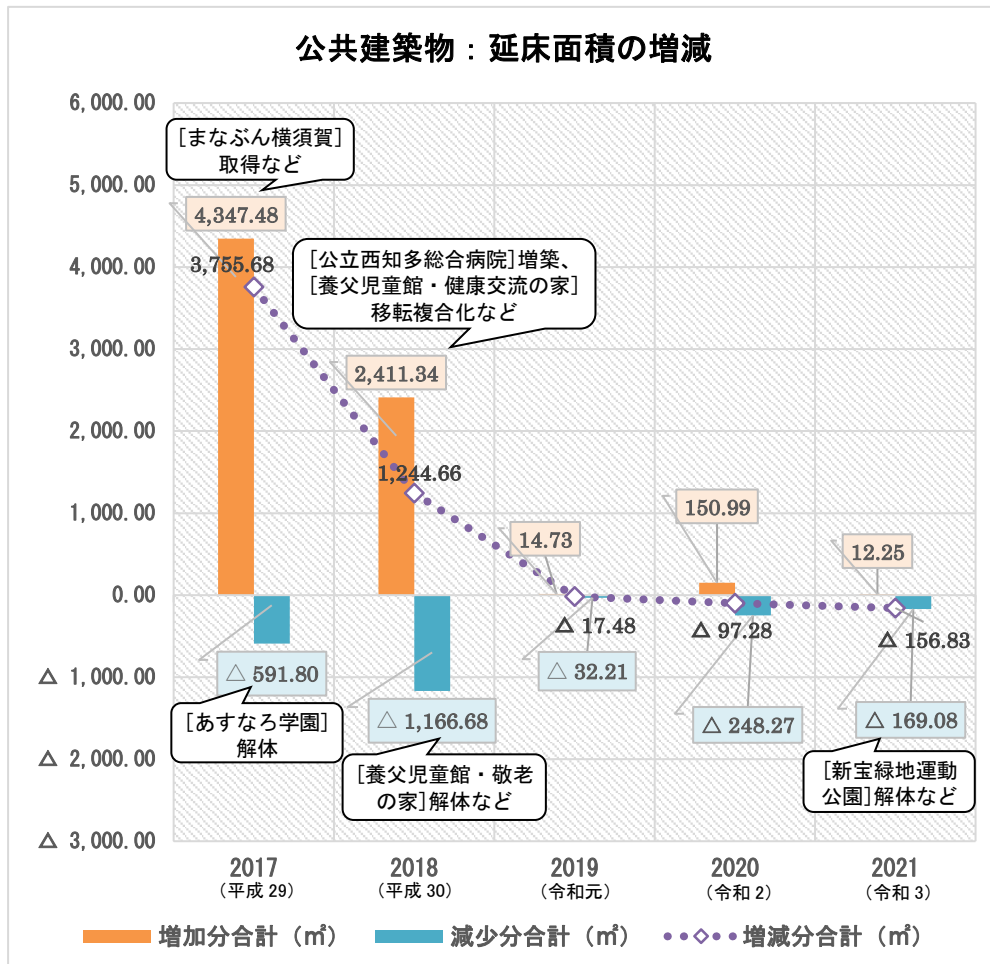


【施設保有量の推移】

次の「総延床面積の推移」のグラフは、本計画を策定した平成28年度（2016年度）からの公共建築物の総延床面積の推移を示しています。なお、計画策定時は、総延床面積を392,155㎡としていましたが、一部事務組合が所有している施設の延床面積について、費用按分率を乗じていなかったことから、費用按分率を乗じ、平成28年度（2016年度）時点の総延床面積を367,288㎡とします。

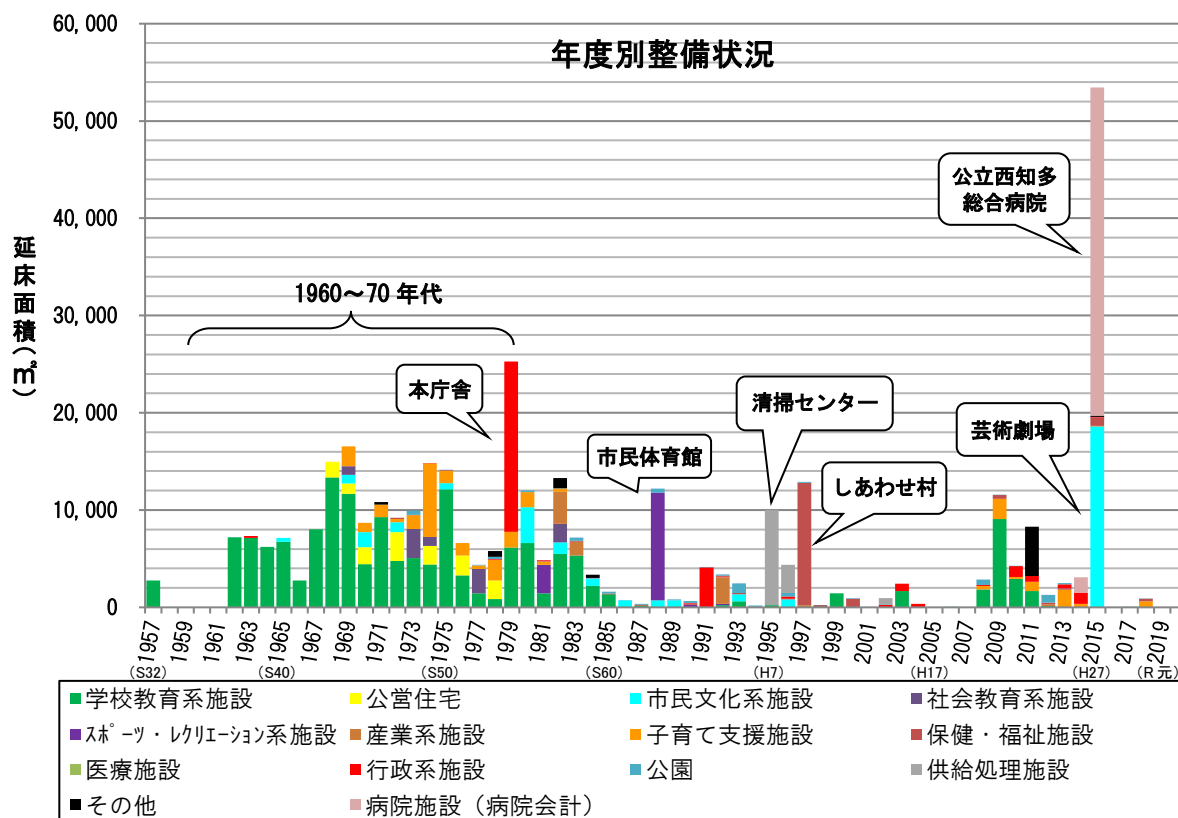
その下の「延床面積の増減」のグラフは、平成29年度（2017年度）以降の年度毎の延床面積の増減を示しています。

平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）にかけては、施設の取得や病院の増築等により延床面積は増加しています。また、令和元年度（2019年度）以降は、新宝緑地運動公園の管理棟・便所の解体等により延床面積は減少しています。



公共建築物の年度別延床面積が多い年は、昭和 54 年度（1979 年度）の本庁舎、平成 27 年度（2015 年度）の公立西知多総合病院及び芸術劇場の建設によるもののほか、1960 年代から 1970 年代の小中学校などの建設があります。

また、旧耐震基準の建物の延床面積は、全体の 53.6%を占めていますが、そのほとんどは耐震化済みです。



(2) インフラ施設

ア 道路

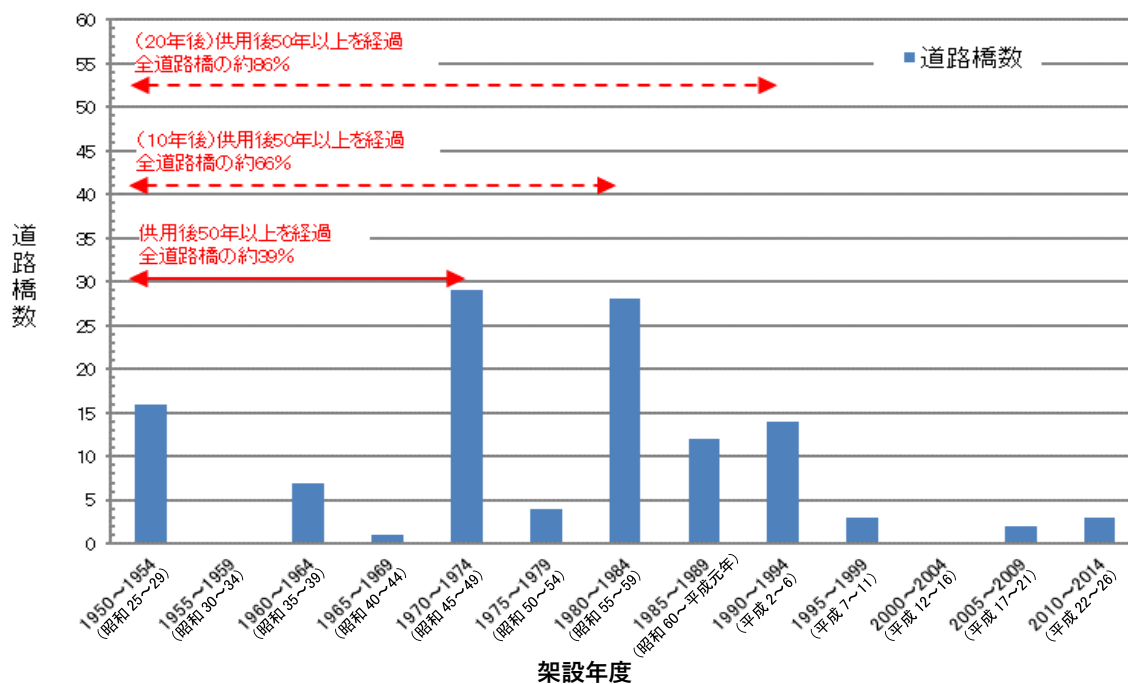
道路の延長は、農道を含め約 559.2 km（令和 2 年度（2020 年度）時点）あり、舗装のほか、道路土工構造物（擁壁）、道路照明灯及び道路標識等を管理しています。

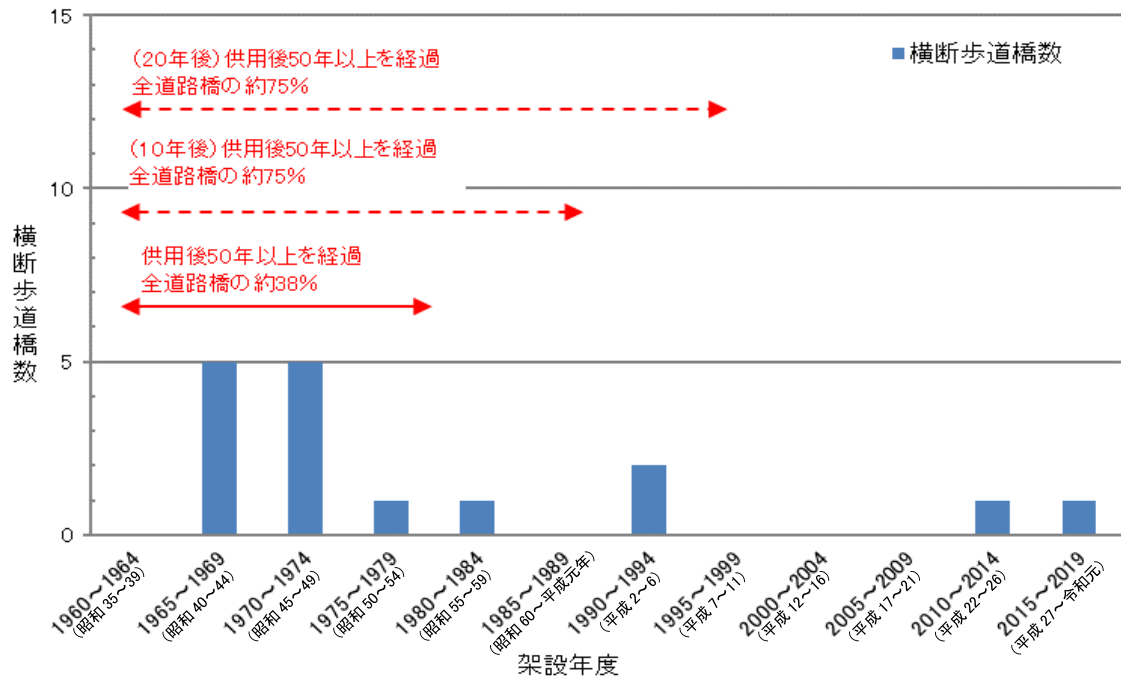
| 区分 | | 延長(km) |
|----|--------|--------|
| 市道 | 2.5m以上 | 466.4 |
| | 2.5m未満 | 42.0 |
| 農道 | 幹線農道 | 1.2 |
| | 支線農道 | 49.6 |

イ 橋りょう

橋りょうは、道路橋が 119 橋あり、1970 年代から 1980 年代に多く建設されています。供用年数が 50 年以上経過した道路橋は、全体の約 39%を占めており、10 年後には約 66%になるなど老朽化が一層進むと想定しています。

また、横断歩道橋は 16 橋あります。供用年数が 50 年以上経過した歩道橋は、全体の約 38%を占めており、10 年後には約 75%になるなど老朽化が一層進むと想定しています。





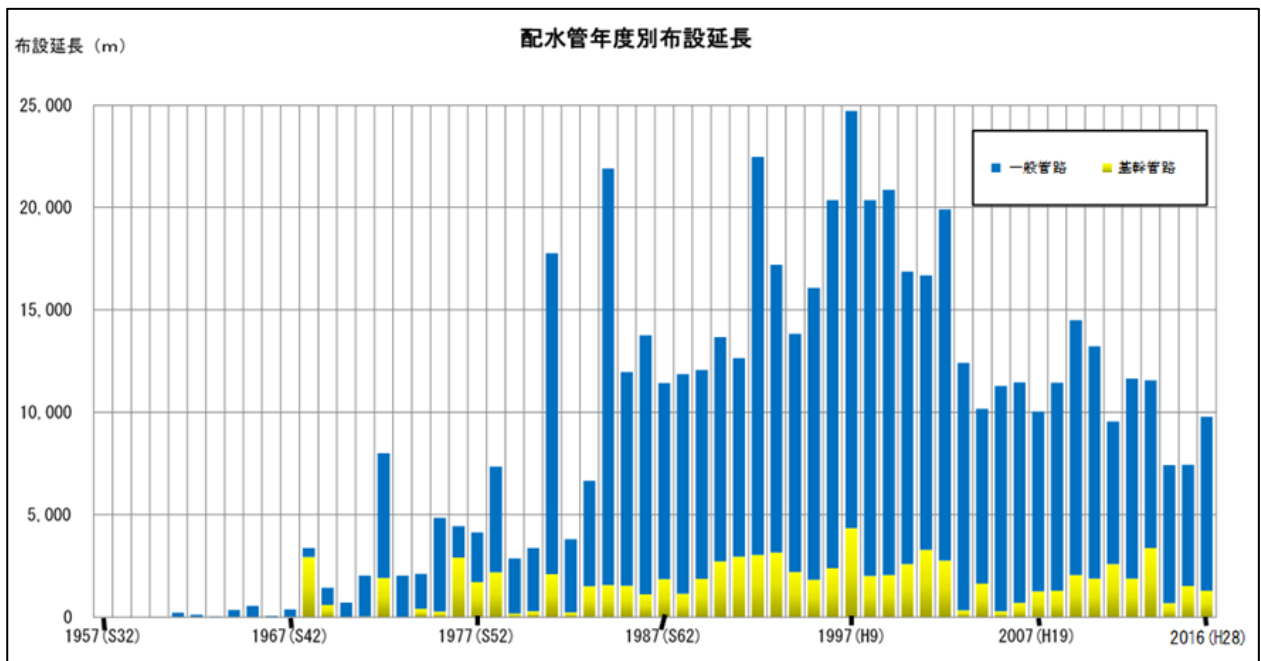
ウ 上水道施設

上水道配水管の延長は約 451 km (平成 29 年度 (2017 年度) 時点) あり、管路延長は、昭和 60 年 (1985 年) 以降の市街地整備とともに増加しており、将来的には、更新時期の集中が想定されます。

また、配水管以外の主な配水施設は、加木屋ポンプ場、上野ポンプ場、東海ポンプ場です。(総延床面積 2,350 m²)

なお、上水道の普及率は 99.9% であり、耐震管は平成 7 年度 (1995 年度) から採用され、基幹管路[※]に対する耐震適合率は 59.9% となっています。(令和 2 年度 (2020 年度) 時点)

※ 基幹管路は、原則口径 200mm 以上で、各地区に配水する主要な配水管路のことを指します。

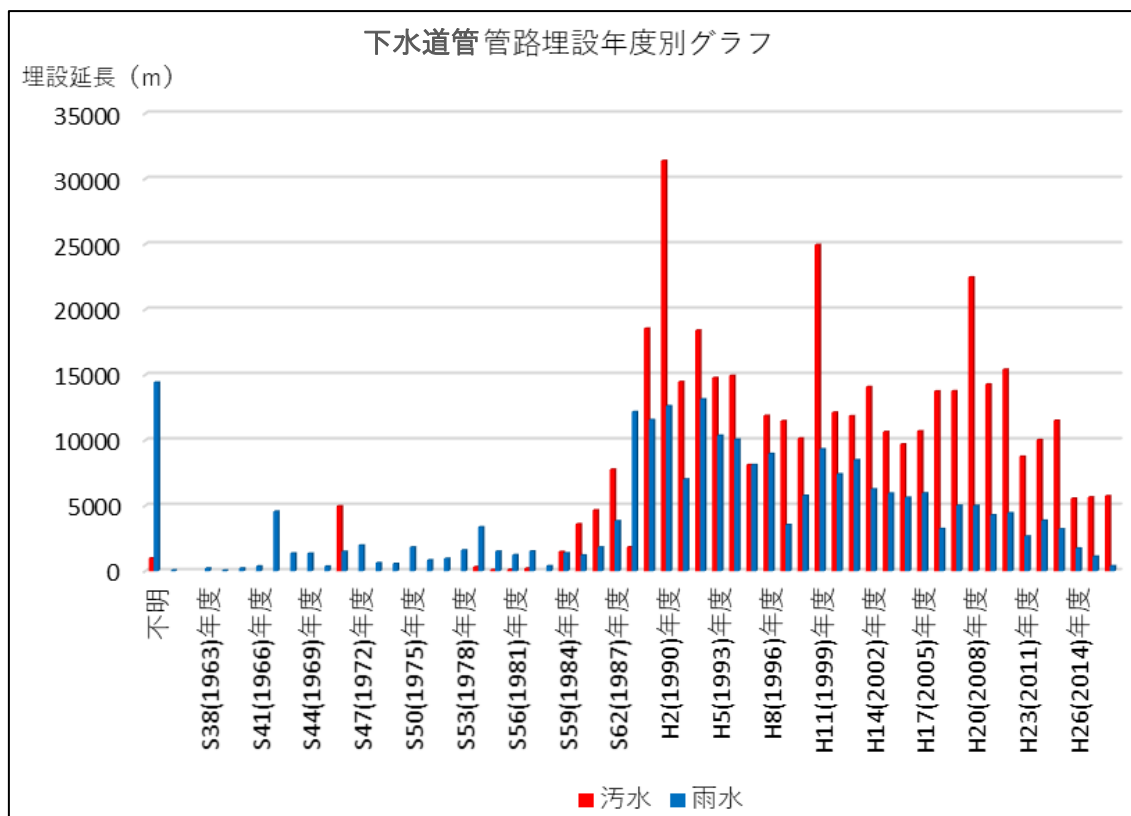


エ 下水道施設

下水道管の延長は約 638km あり、その内訳は污水管約 401 km、雨水管約 237 km です。また、排水管の延長は約 112 km となっています。(平成 28 年度 (2016 年度) 時点)

また、下水道処理施設は、浄化センターのほか、名和前ポンプ場、元浜ポンプ場、浅山ポンプ場、伏見ポンプ場、加家ポンプ場、天宝ポンプ場、戸石ポンプ場、下名和中継ポンプ場です。(総延床面積 31,132 m²)

なお、公共下水道の普及率は 86.6%、接続率は 92.8% となっています。(令和 2 年度 (2020 年度) 末時点)



オ 河川、港湾、ため池

市の河川延長は合計約 9.6km、港湾の護岸延長約 1.4km (共有部分を含む)、ため池が 7 箇所 (大廻間池、前後池、前後中池、はす池、奥山池、ヤカン池、山田池) あります。

| 河川の延長 | 河川名 | 延長 (km) |
|-------|-------|---------|
| | 大田川 | 1.5 |
| | 中川 | 0.8 |
| | 富田川 | 1.3 |
| | 上野新川 | 1.1 |
| | 奥山川 | 1.1 |
| | 横須賀新川 | 1.4 |
| | 土留木川 | 2.4 |
| | 計 | 9.6 |

カ 農業用排水施設

排水路の延長は天寶新田水路など、約10.9kmあります。

農業用水管の延長は大田川第2支線など、約7.3kmあります。管径別で大きな割合を占めているのは、300mmが28.8%、450mmが29.3%となっています。

また、排水機場が7施設（浅山新田排水機場、天寶新田排水機場、養父新田排水機場、川南新田排水機場、川北第二排水機場、加木屋第三排水機場、川北新田排水機場）、用水機場が5施設（養父新田用水機場、川北用水機場、川南用水機場、天寶用水機場、浅山用水機場）及び信濃川農業用樋門があります。（総延床面積 803 m²）

農業用水管の管径別延長

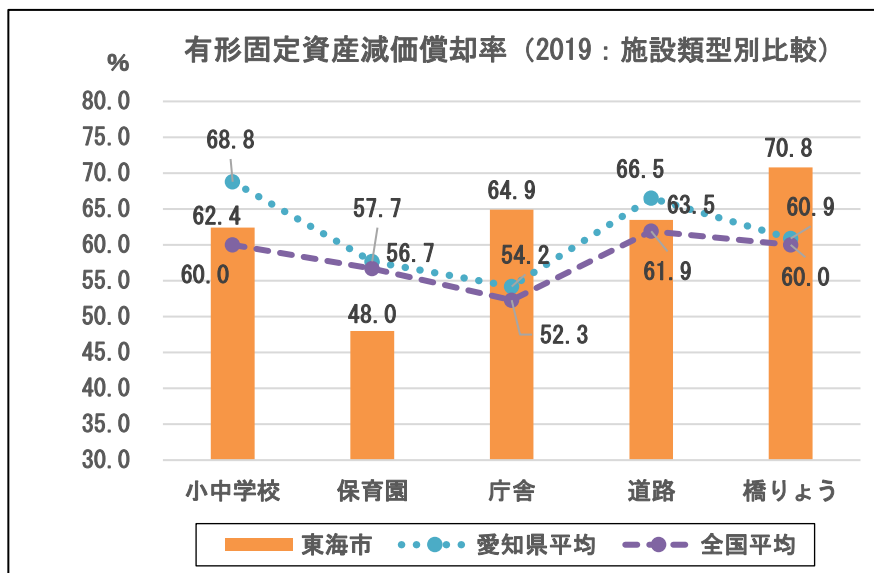
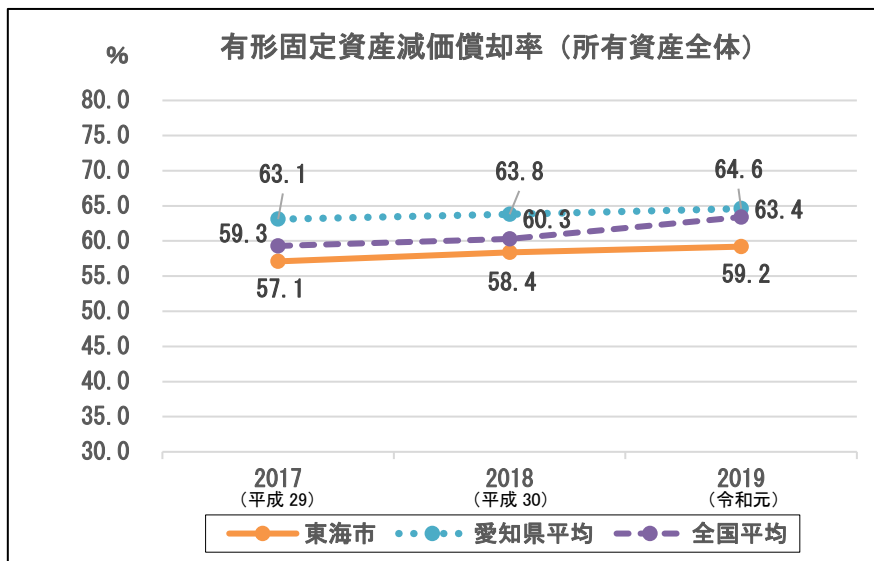
| 管径 | 延長 (m) | 比率 |
|-------|--------|--------|
| 75mm | 640 | 8.8% |
| 150mm | 630 | 8.7% |
| 250mm | 635 | 8.7% |
| 300mm | 2,090 | 28.8% |
| 350mm | 490 | 6.8% |
| 400mm | 645 | 8.9% |
| 450mm | 2,122 | 29.3% |
| 合計 | 7,252 | 100.0% |

4 有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握する指標です。

この指標は、耐用年数省令による法定耐用年数に基づき算出しており、比率が高いことが、直ちに公共施設等の更新の必要性等を示しているものではありませんが、老朽化の進行状況を測る目安となります。

次の「所有資産全体」のグラフをみると、全国平均及び愛知県平均と比較して低い水準です。また、その下の「施設類型別比較」のグラフをみると、保育園は低いものの、小中学校、道路は高く、特に庁舎、橋りょうは県内や全国の平均値よりも高いことから、老朽化が進んでいる状況です。



※ 有形固定資産減価償却率の数値は、財政状況資料集「市町村公会計指標分析／財政指標組合せ分析表」、「市町村施設類型別ストック情報分析表」から抜粋したものである。資料集では、「小中学校」は「学校施設」、「保育園」は「認定こども園・幼稚園・保育所」、「橋りょう」は「橋りょう・トンネル」に分類されている。

参考：有形固定資産減価償却率について

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計（取得原価）} - \text{土地等の非償却資産}}$$

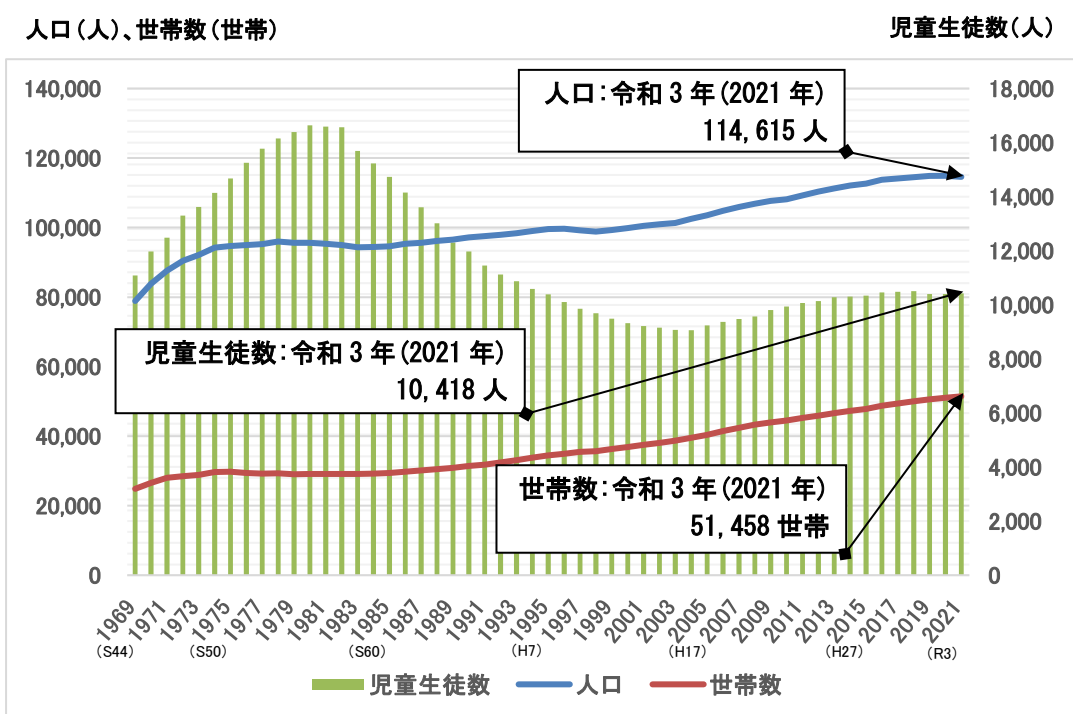
5 人口の現況と推計

(1) 現況

本市の人口は、昭和44年（1969年）の市制発足当初78,883人でしたが、その後、土地
区画整理事業などの基盤整備によって増加し、令和3年（2021年）には114,615人にまで
増えています。（住民基本台帳の各年4月1日時点のデータによる）

一方、児童生徒数は昭和55年（1980年）をピーク（16,636人）に減少した後に増加し、
令和3年（2021年）には10,418人で、ピーク時の6割程度まで回復しています。

人口、世帯、児童生徒数の推移

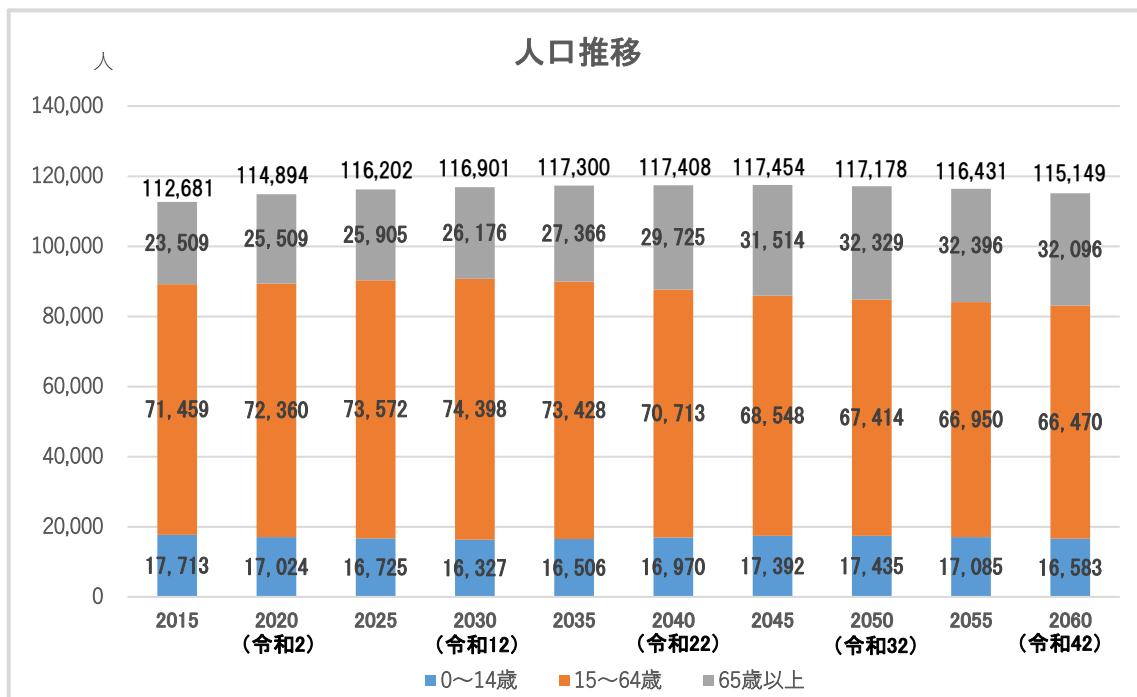


出典) 住民基本台帳、各年4月1日時点

(2) 将来人口推計

令和2年(2020年)の総人口は114,894人で、最近10年は年平均700人程度増加しています。令和3年(2021年)は約280人減少していますが、第2期総合戦略(令和2年(2020年)3月策定)では、微増傾向は続く予測しており、令和27年(2045年)には117,454人と推計しています。その後、減少に転じ、40年後の令和42年(2060年)には115,149人と推計しています。

本市の人口構成の特徴は、若い世代の転入が多く、出生率も全国平均を上回っているため、高齢化率は全国に比べて低くなっていますが、令和42年(2060年)には老年人口は27.9%(5.7ポイント増)、生産年齢人口は57.7%(5.3ポイント減)、年少人口は14.4%(0.4ポイント減)となり、少子高齢化は緩やかに進むと予測しています。



出典) 2015、2020は4月の住民基本台帳。2025~2060は第2期東海市総合戦略の推計値

人口構成(割合)の推移

| | 令和2 (2020) | 令和12 (2030) | 令和22 (2040) | 令和32 (2050) | 令和42 (2060) | 差(2060 - 2020) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 老年人口 (65歳~) | 25,509人 (22.2%) | 26,176人 (22.4%) | 29,725人 (25.3%) | 32,329人 (27.6%) | 32,096人 (27.9%) | +6,587人 (+5.7) |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 72,360人 (63.0%) | 74,398人 (63.6%) | 70,713人 (60.2%) | 67,414人 (57.5%) | 66,470人 (57.7%) | △5,890人 (△5.3) |
| 年少人口 (0~14歳) | 17,024人 (14.8%) | 16,327人 (14.0%) | 16,970人 (14.5%) | 17,435人 (14.9%) | 16,583人 (14.4%) | △441人 (△0.4) |

6 現状と課題に関する基本認識

(1) 人口構成の変化等による公共施設等に対するニーズの変化

本市の人口は昨年度から減少していますが、第2期総合戦略では、令和27年(2045年)頃まで微増傾向を維持し、その後の減少傾向により、約40年後の令和42年(2060年)には約115,100人になると推計しています。人口構成は、生産年齢人口(15~64歳)の減少と老年人口(65歳以上)の増加による高齢化率は上昇するものの、高齢化は全国と比べて緩やかに進むと見込まれます。

また、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、非対面・非接触をはじめとする新しい生活様式が浸透し、意識や価値観、行動が変化しており、市民生活のさまざまな場面でデジタル技術が活用される「デジタル社会」への移行が進むなか、公共施設等も対応が求められています。

今後は、人口構成の変化に伴う高齢者の利用を対象とした施設ニーズの高まりと、公共サービスや公共施設等における、デジタル技術の活用による利便性の向上やニーズの変化への対応などの検討を行っていく必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

本市の公共建築物の建設時期は、1960年代から1970年代の20年間に比較的集中しています。また、インフラ施設においても高度成長期を中心に数多く整備されており、これらの公共施設等は建設から30年以上経過しています。

今後、公共施設等の老朽化の進行とともに経年劣化による安全性の低下が懸念されますので、定期的な点検調査を実施し、計画的な維持管理や改修、更新が求められています。

(3) 公共施設等の更新時期の集中

公共建築物の建設の集中時期(1960~1970年代)から、更新時期(耐用年数80年の場合)を迎える2040年代から2050年代の20年間に更新が集中することが想定されます。

また、インフラ施設についても、公共建築物と同様に整備の集中時期(1970~1980年代)から更新時期(耐用年数60年(給水管路)~75年(排水管路)など)を順次迎えることから、こうした“負担の山“を考慮に入れながら、計画的な維持管理や更新について検討していくことが必要です。

(4) 厳しい財政状況

本市の財政状況は、生産年齢人口の減少などの影響によって歳入の根幹である市税収入の大きな伸びが期待できないことや、歳出面では、高齢化率の増加による扶助費の増大が見込まれることなどによって、厳しさが増していく状況が予測されます。

また、公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営にかかる経常的な費用も毎年必要となります。このように、公共施設等の維持管理や更新に支出できる財源には限界があることを前提にして検討を進める必要があります。

7 過去に行った対策の実績

【計画・方針等】

《公共建築物の管理保全に関する基本的な方針（平成 24 年（2012 年）10 月策定）》

- ・建築物の安全性の確保、機能性の維持を行うとともに、目標耐用年数を 60 年から 80 年に 20 年間の延長を行うことで建築物の長寿命化を図り、更新に係る費用の縮減・平準化の基本方針。

《公共建築物管理保全指針（平成 26 年（2014 年）3 月策定）》

- ・「基本的な方針」を受けて、中長期にわたり、計画的に保全工事や更新工事を実施することを目的に、本市が所有する建築物の建築年次や過去の修繕内容などの現状把握と、将来の修繕・更新や改築にかかる費用の試算に基づいた長寿命化の実施方針。

《保全マネジメントシステム（BIMMS）の活用（平成 28 年度（2016 年度）～）》

- ・公共建築物の基本情報（構造、延床面積、設備の仕様等）や工事・修繕履歴を一元的に管理するデータベース化と活用による更新時期の目安や概算費用の把握と計画への反映。

《保全実施計画（平成 30 年度（2018 年度）～）》

- ・公共建築物の建物部位や更新周期から適正な更新時期の設定と、財政負担の平準化の推進。

《公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）》・・・本計画

《公共建築物再編計画（令和 2 年（2020 年）3 月策定）》

- ・公共建築物の複合化等の理念や取組方針。地域で市民が交流する施設のモデル提示などによる公共建築物の最適な配置指針。

《インフラ施設の長寿命化方針（令和 2 年（2020 年）12 月策定）》

- ・ストックマネジメントによるインフラ施設の改築・修繕を行う基本方針。

【主な取組み】

《清掃工場の広域化の決定》・・・平成 25 年（2013 年）5 月に東海市・知多市によるごみ焼却施設等の統合に向けた覚書の締結。

《児童館と敬老の家の複合化》・・・平成 30 年（2018 年）4 月に養父児童館・養父健康交流の家を複合化。

《青少年センターの廃止》・・・平成 31 年（2019 年）3 月に機能移転による廃止。

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

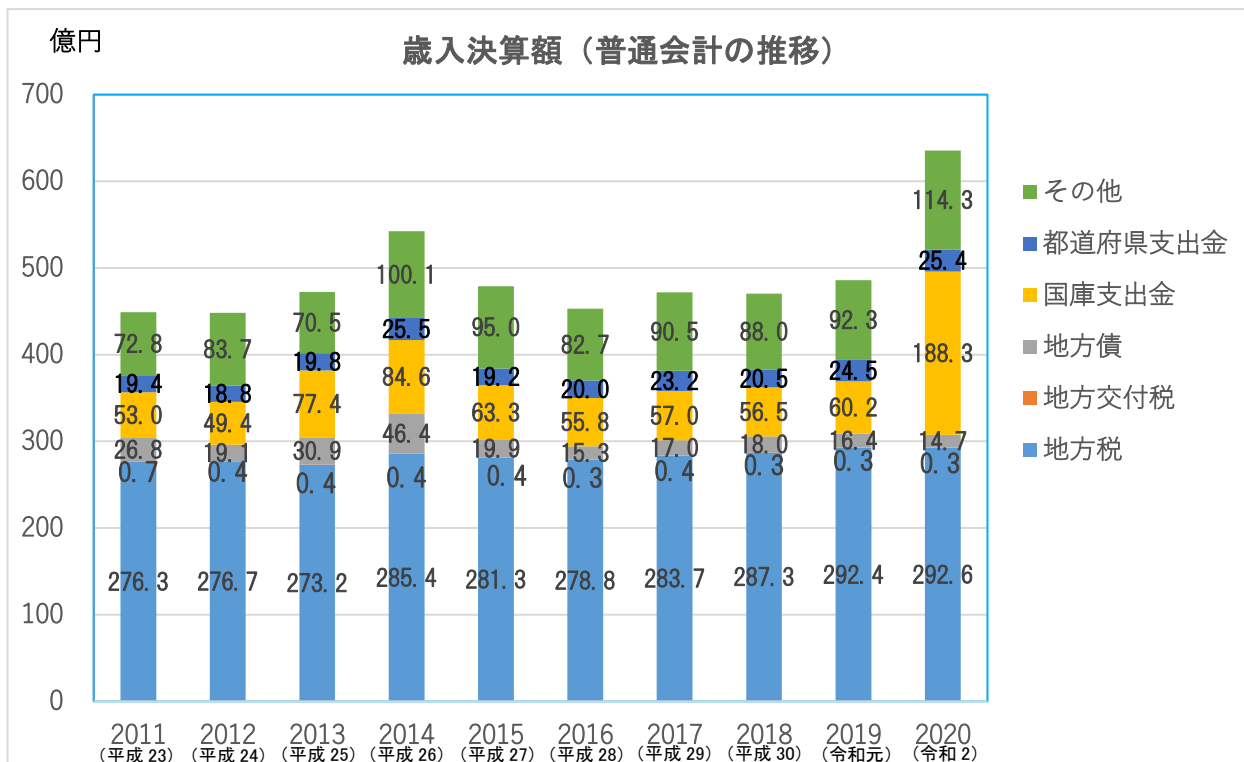
1 維持管理・更新等に係る経費

(1) 財政の現況と見通し

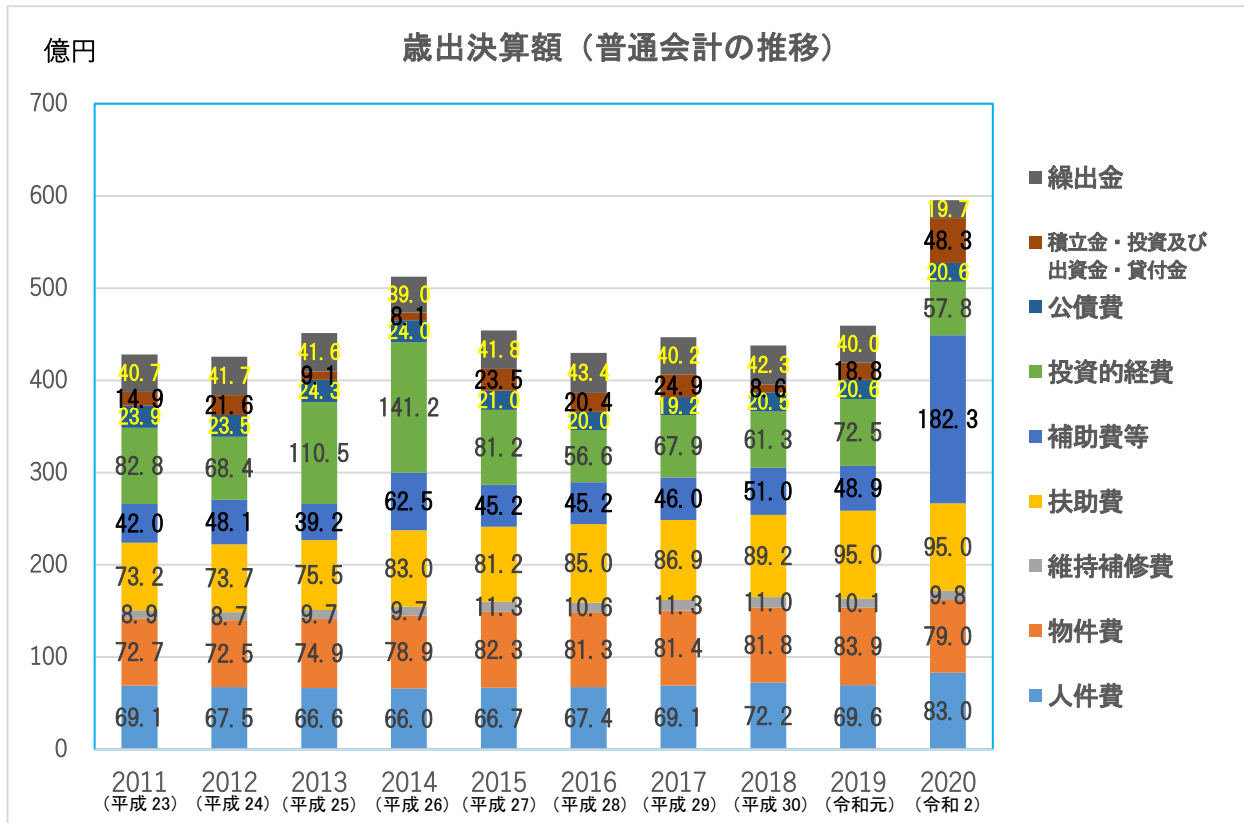
平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)の歳入決算額(普通会計)は、440億円から640億円の間で推移しており、このうち地方税は46%から62%程度を占めています。なお、令和2年度(2020年度)の増加は、歳入では特別定額給付金給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う国庫支出金の増額と、歳出では特別定額給付金給付事業による補助費等の増額によるものです。

地方税は、景気動向に伴う企業業績の悪化や設備投資の減少による法人市民税及び固定資産税の減収などのリスクが想定されるなど、安定的に見込むことは困難であるとともに、将来的な生産年齢人口の減少と人口比率の低下等を考慮すると、今後、市の税収の大幅な増加は見込めないと予想されます。

一方、歳出決算額(普通会計)の内訳をみると、近年、扶助費が増加傾向となっており、将来的には高齢者の増加に伴う更なる扶助費の増大が予想されます。



出典) 財政課資料



(2) 現在の維持管理・更新等に係る経費

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの過去 5 年間の修繕料等より算出した維持補修費は、平均約 13.9 億円／年となります。

また、過去 5 年間の投資的経費は平均約 80.3 億円／年で、その内訳は、施設の改修・更新費用より算出した「既存更新分」が平均約 47.4 億円／年、新規整備工事費用より算出した「新規整備分」が平均約 23.7 億円／年、用地取得費用より算出した「用地取得分」が平均約 9.2 億円／年となります。

そのため、過去 5 年間の維持補修費と投資的経費の合計額は平均約 94.2 億円／年となります。（水道事業会計、下水道事業会計を含む）

2 中長期的な公共施設等の更新費用

(1) 公共建築物

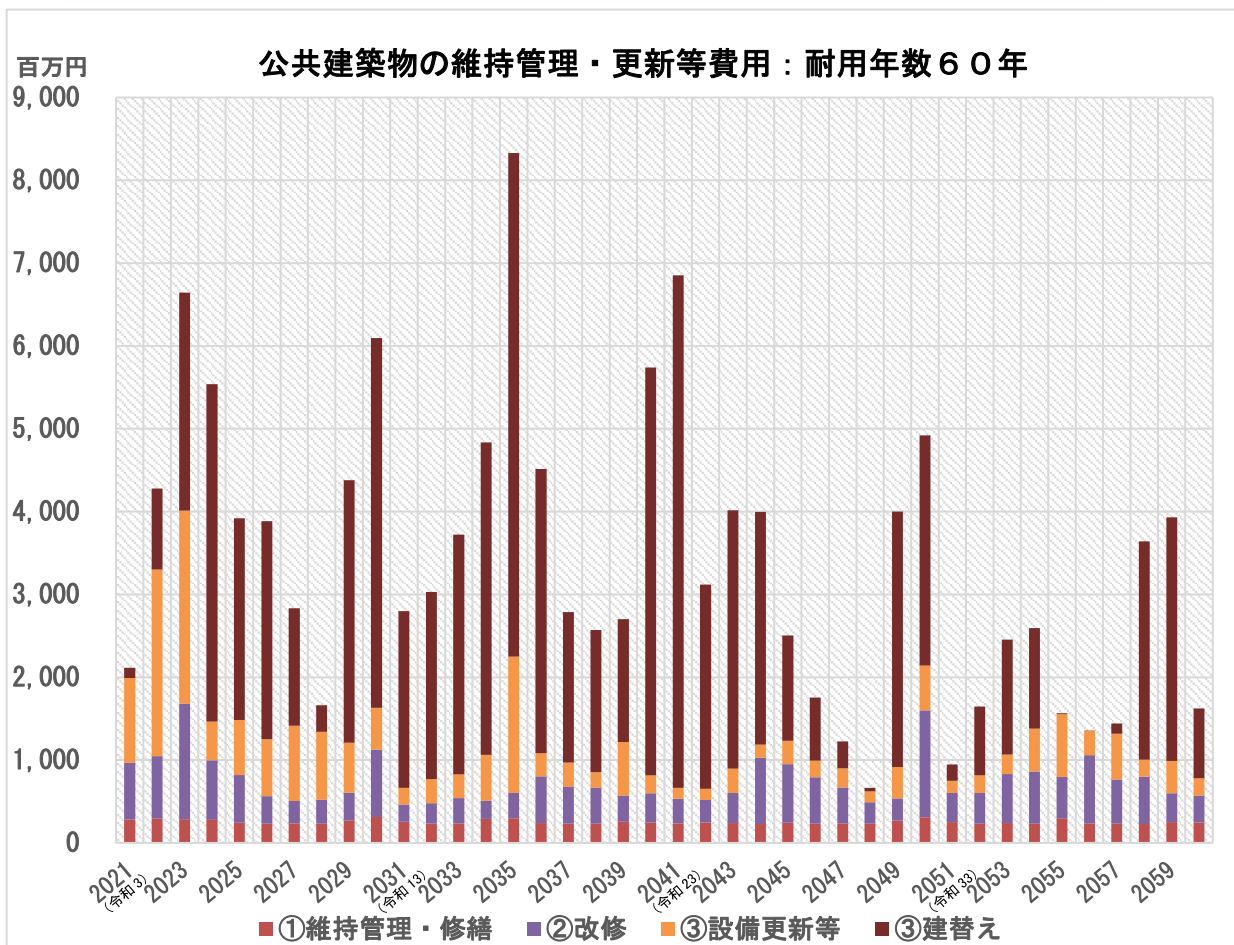
ア 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

公共建築物を耐用年数経過時 60 年で単純更新した場合の経費を推計しますと、40 年間の維持管理・更新費用は約 1,366.5 億円で、1 年当たり約 34.2 億円となります。

《公共建築物を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み：耐用年数 60 年》

40 年間の維持管理・更新等費用： 約 1,366.5 億円

1 年当たりの維持管理・更新等費用： 約 34.2 億円

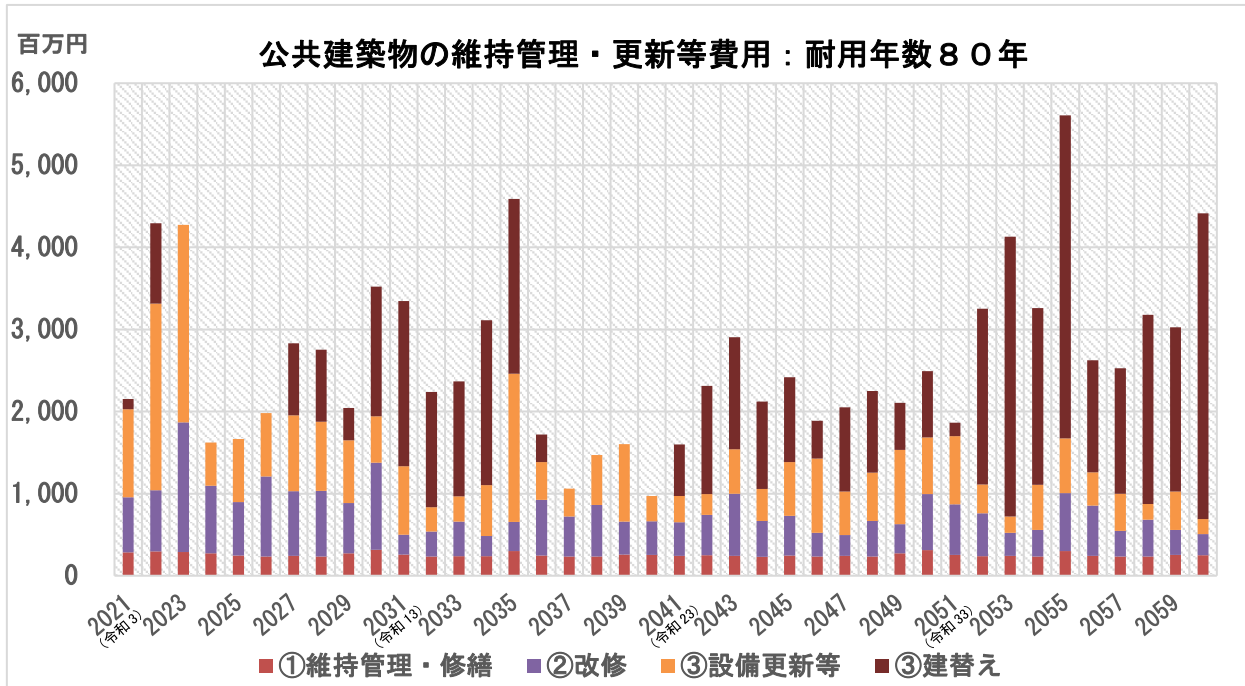


イ 長寿命化対策を反映した場合の見込み

本市では、長寿命化対策を反映した場合の公共建築物の耐用年数は 80 年としており、個別施設計画も耐用年数 80 年を目標に策定しています。（一部、木造等は 50 年）

個別施設計画の計画期間は 20 年間であるため、前半 20 年間は施設の状況等を踏まえ、更新周期・改修サイクルにより経費を推計した個別施設計画の集計結果と、後半 20 年間は同様に更新周期・改修サイクルにより推計し、経費を算出しています。その結果、40 年間の維持管理・更新費用の合計は約 1,056.5 億円で、1 年当たり約 26.4 億円となります。

≪公共建築物の長寿命化対策を反映した場合の見込み：耐用年数80年≫
 40年間の維持管理・更新等費用： 約1,056.5億円
 1年当たりの維持管理・更新等費用： 約26.4億円



ウ 対策の効果額

公共建築物は耐用年数を60年から80年に長寿命化することにより、40年間で約310.0億円、1年当たりで約7.8億円の経費削減を図ることができます。

≪公共建築物の対策の効果額【耐用年数60年と耐用年数80年の比較】≫
 40年間の維持管理・更新等費用： 約310.0億円削減
 1年当たりの維持管理・更新等費用： 約7.8億円削減

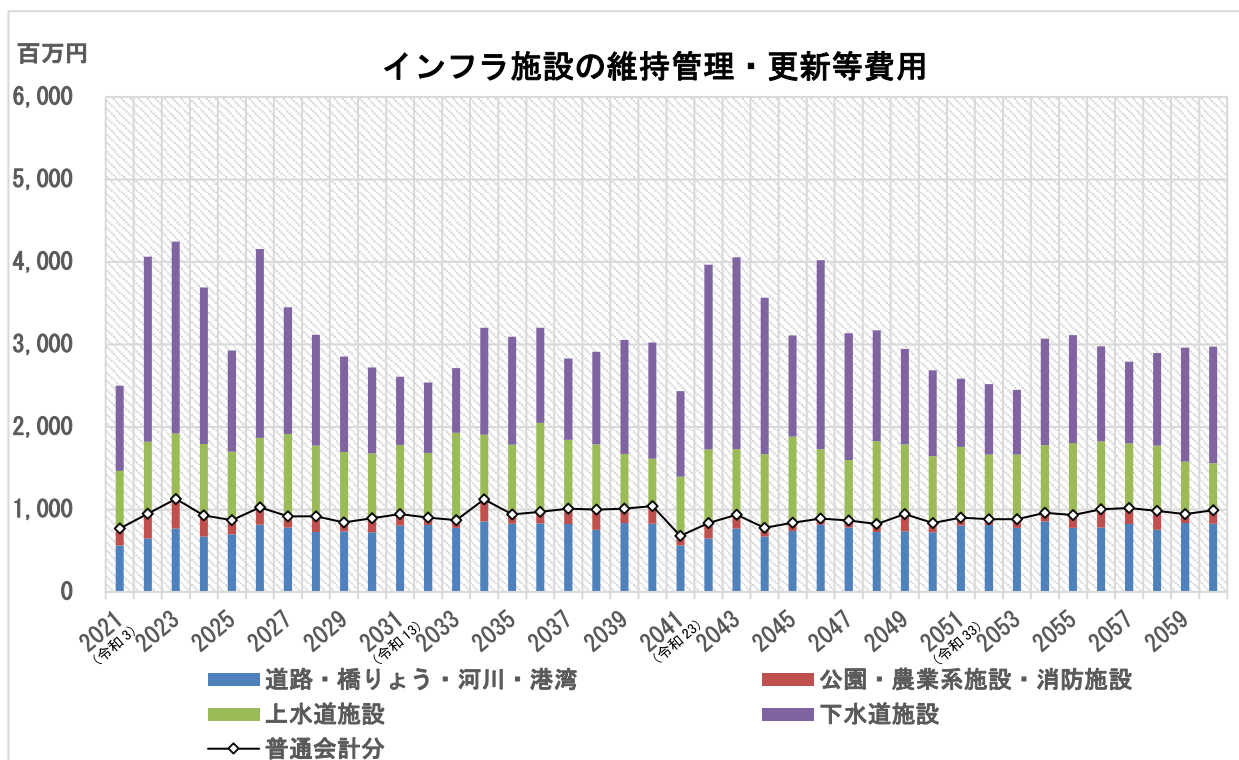
(2) インフラ施設

本市が保有するインフラ施設も公共建築物と同様に個別施設計画の計画期間は20年間であるため、前半20年間は施設の状況等を踏まえ、更新周期・改修サイクルにより経費を推計した個別施設計画の集計結果と、後半20年間は同様に更新周期・改修サイクルにより推計し、経費を算出しています。その結果、40年間の維持管理・更新費用の合計は約1,243.4億円で、1年当たり約31.1億円となります。(インフラ施設の集計には、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、河川、港湾、ため池、農業用排水施設のほか、公園内の遊具や野球場、テニスコート、歩道橋、舗装、照明等、消防施設のうち防火水槽を含む)

≪インフラ施設の見込み(全施設)≫
 40年間の維持管理・更新等費用： 約1,243.4億円
 1年当たりの維持管理・更新等費用： 約31.1億円

このうち、企業会計である上水道施設、下水道施設を除いた普通会計の施設では、40年間の維持管理・更新費用の合計は約369.6億円で、1年当たり約9.2億円となります。

◀インフラ施設の見込み（普通会計分）▶
 40年間の維持管理・更新等費用： 約369.6億円
 1年当たりの維持管理・更新等費用： 約9.2億円



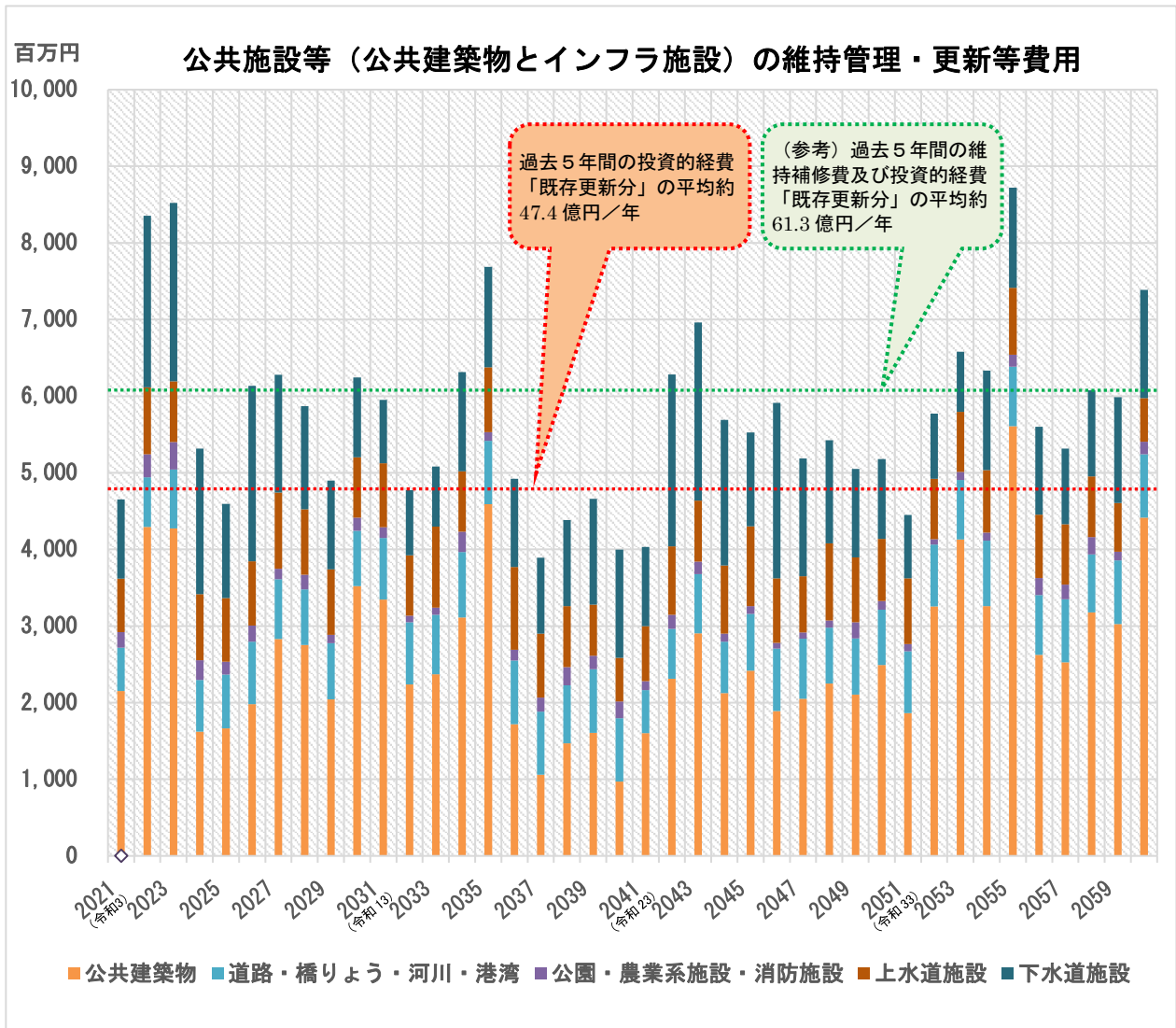
(3) 公共施設等（公共建築物とインフラ施設の合計）

長寿命化対策を反映した公共建築物とインフラ施設の経費を合計した、公共施設等全体の40年間の維持管理・更新費用は約2,299.9億円で、うち公共建築物は全体の45.9%、インフラ施設は54.1%を占めます。

また、1年当たりの金額は約57.5億円となることから、次のページのグラフで示すとおり、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの過去5年間の投資的経費「既存更新分」の平均約47.4億円/年と比較して約1.2倍となります。

今後も、施設の状態等を踏まえて継続的に計画の見直しを行い、維持管理や改修、更新を計画的に進めることで長寿命化を図り、経費削減を目指す必要があります。

◀公共施設等（公共建築物とインフラ施設）の見込み▶
 40年間の維持管理・更新等費用： 約2,299.9億円
 1年当たりの維持管理・更新等費用： 約57.5億円



※ 過去5年間の維持補修費及び投資的経費：維持補修費は施設の修繕料等より算出。投資的経費「既存更新分」は施設の改修・更新費用等より算出。

(4) 財政平準化の推進

健全で持続可能な財政運営を維持するためには、施設の長寿命化による経費削減だけでなく、施設の状況等を踏まえて、更新費用等の平準化を図る必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に当たっては、SDGsの考え方を取り入れ、次の方針に基づいて取り組みを進めます。

(1) 施設の複合化・廃止・広域化等の推進方針

公共建築物は、その必要性や存在意義を確認するとともに、施設の更新を行う際には、多機能化の視点による施設の複合化や近隣市との共同設置等による広域化を進め、保有施設総量の縮減を目指します。

既存の施設が時代のニーズに応えるサービスを提供できていないなどと判断された場合は、廃止等も視野に入れて検討します。

インフラ施設は、市民生活に不可欠な施設であり、安全で快適なサービスを提供するために、既存施設の長寿命化を進めるとともに、将来の更新費用を見据えて、バランスの取れた整備を進めていきます。

(2) 民間活力導入の推進方針

本市では、既にスポーツ施設や高齢福祉施設等において、指定管理者による運営を実施し、コスト縮減とサービス向上の効果が確認されています。引き続き質の高い公共サービスをコストの軽減を図りながら提供するため、今後は指定管理者制度に限らず、PPP^{※1}／PFI^{※2}、民間への移管など、民間の資金やノウハウを活用した手法を、施設の特性に応じて、できる限り導入します。

※1 PPP (Public Private Partnership) は、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。具体的には指定管理者制度、包括的業務委託などの手法があります。PPPは下記のPFIを包括する広義の概念を指します。

※2 PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法を指します。

(3) 点検・診断等の実施方針

継続的な利用が見込まれる公共施設等は、予防保全^{※3}による管理保全の視点に立って、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断に基づいて対策を行います。特に、経年による劣化状況や自然災害等による性能低下等の把握に努め、施設等のメンテナンスサイクルに基づいて、必要な対策を行います。

また、公共建築物は、点検・診断等のデータを保全マネジメントシステム^{※4}に集約・蓄積し、老朽化対策等に活用します。

※3 予防保全は、定期的な点検等で早期に損傷を発見し、大規模修繕等に至る前の軽微な段階で補修し、長く使えるように管理する手法を指し、結果的にトータルコストが縮減できるとされています。

※4 保全マネジメントシステム (BIMMS) は、公共建築物の基本情報 (構造、延床面積、設備の仕様等) や工事・修繕履歴を一元的に管理するデータベースです。

(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設が破損・故障してから修繕する「事後保全」から、点検・診断等の結果に基づき計画的に適切な維持管理・修繕・更新等を行う「予防保全」へ転換・実行し、機能や性能の保持及び回復を図ります。公共施設等の更新は、今後の複合化、広域化及び廃止などの方

向性を踏まえ、必要な公共施設等のみを対象とします。

また、公共建築物は、修繕、改修、更新等を行うに当たっては、保全マネジメントシステムで収集したデータを活用することとします。

(5) 安全確保・耐震化の実施方針

点検や診断等の結果、施設の危険度が高いと判断された場合は、危険の除去を行い、安全確保に努めます。

本市では「建築物耐震改修促進計画」に基づき、引き続き、公共建築物を耐震化することを目標に取り組みを進めています。また、施設の非構造部材（天井材等）についても、順次、耐震化を図っていきます。

また、インフラ施設についても緊急輸送道路等の重要路線の橋りょうや、上水道と下水道の幹線管路、河川及びため池の堤体等の耐震化を推進していきます。

(6) 長寿命化の実施方針

本計画、再編計画及びインフラ施設の長寿命化方針に基づいて、個別施設計画は継続的に見直しを行い、施設の長寿命化を図ります。

(7) 地球温暖化に係る省エネ対策等の実施方針

カーボンニュートラルの実現に向け、施設の改修・更新を行う際には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」等を踏まえ、省エネ性能の確保・向上の取組みを進めるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を推進していきます。

(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針

ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず、さまざまな人が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方です。

施設の改修・更新を行う際には、利用者のニーズに配慮するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等を踏まえ、ユニバーサルデザインに対応して、バリアフリーを行います。

(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用に関する基本方針

財務書類の作成に当たっては、平成27年（2015年）1月の総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に示されている「統一的な基準」に基づき、複式簿記を導入するとともに、固定資産台帳を整備しています。

公共施設等の適正な管理に向けて、固定資産台帳等により保有する資産量やコスト構造を把握し、適切な保有量やコスト削減の検討に活用していきます。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

複合化や集約化等により余剰となった施設等は、次の手順で検討・活用を進めます。

- ① 建物の耐用年数に余裕があり、その建物を他の行政目的で利用することができる場合は用途変更を行い、新しい建物の建設を抑制します。また、利用する行政目的がない場合には、建物の民間への貸付け等を検討します。
- ② 建物の活用の見込みがない場合には、敷地について、他の公共建築物の移転先等としての活用を検討します。
- ③ 建物と敷地の双方について、行政利用が見込めない場合は、建物を解体し、跡地の貸付けや売却を行います。





(11) 国が管理する施設との連携に関する基本方針

国が管理している公共建築物は、ボイラー技士や衛生管理者等の免許試験場である中部安全技術衛生センターがあります。また、国等が管理している道路は、国道 302 号や伊勢湾岸道路（伊勢湾岸自動車道）があります。

今後、国が管理する施設が新たに設置された際にも、利用者の安全確保や利便性向上に向けて、国と連携した管理保全に努めます。

《参考：公共施設マネジメントにおけるSDGsの取組みについて》

SDGsは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、令和12年（2030年）を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されています。公共施設マネジメントにおいても、SDGsの達成に向けた取組みを進めます。

| ゴール | | 基本的な考え方 |
|---|------------------------|--|
|  | エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 「(7) 地球温暖化に係る省エネ対策等の実施方針」に基づき、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入拡大を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指します。 |
|  | 気候変動等に 具体的な対策を | |
|  | 住み続けられる まちづくりを | 「(1) 施設の複合化・廃止・広域化等の推進方針」等に基づき、公共施設等のマネジメントを推進し、持続可能なまちづくりを目指します。 |
|  | パートナーシップで 目標を達成しよう | 「(2) 民間活力導入の推進方針」に基づき、民間の活力やノウハウを生かした、質の高い公共サービスの提供を目指します。 |

2 公共建築物の再編・・・「再編計画」参照

(1) 公共建築物の方向性

ア 施設将来ビジョン

(ア) 施設の必要性等の整理

「1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の「(1) 施設の複合化・廃止・広域化等の推進方針」(24 ページ) では、『公共建築物は、その必要性や存在意義を確認するとともに、施設の更新を行う際には、多機能化の視点による施設の複合化や近隣市との共同設置などの広域化を進め、保有施設総量の縮減を目指します』としています。

そこで、施設の更新等の際には、設置当初の目的や利用実態、設置後の環境変化への対応など施設を取り巻く状況を把握し、求められる機能の整理・検証を行います。

(イ) 施設将来ビジョンの共有

施設類型毎に、利用の現状を把握し、また、将来的に提供していく機能や複合化等の対象施設を検討することにより、施設の将来ビジョンを整理し、施設間で共有できるようにします。

施設将来ビジョンの構築に当たっての視点は次のとおりです。

【施設将来ビジョンの整理視点】

■ 現状の把握

- 利用実態からの必要性と目的の把握と分析
…利用実態や施設目的の達成状況からの分析
- 施設運営上の課題の把握…施設の維持管理や運営面の課題の把握
- 管理運営経費の分析 …収入・支出の内訳からの分析
- 稼働状況の分析 …施設の稼働状況からの分析

■ 将来ビジョンの設定

- 施設運営ビジョン …想定する利用場面、運営方針、魅力づくり
- 稼働率向上ビジョン…改善目標、改善方針
- 整備・更新ビジョン…施設形態、施設規模、移転機能、事業方式

(2) 再編の基本的な方針

ア 再編の理念と構築ビジョン

本市では、小学校区等の単位毎に建設され、主に各地域の人が利用する学校や保育園などの施設を「地域密着型施設」、それ以外の施設は「目的型利用施設」と定義し、公共建築物のマネジメントを進めています。

公共建築物の必要性や存在意義を確認し、引き続き、存続が必要な施設については長寿命化を進めるとともに、施設を更新する際には、市民が利用しやすく、また、将来にわたり活動の場としての役割を担うことができる施設とするため、分散するサービスや類似機能を統合・兼用する複合化(複合施設)や、同じ敷地・隣接地への集約化(併設施設)を行い、施設の最適な配置を目指します。

また、管理や運営の一体化やスケールメリットを生かすとともに、魅力にあふれる場や、市民が交流する空間の創造を目指すこととし、再編のテーマと理念、ビジョンを設定して推進します。

【テーマ】 魅力あふれる 集いの場 交流する空間 の創造をめざして

(ア) 理 念

日本全体で、一層の少子高齢化の進展や人口減少時代を迎えようとするなか、本市においても、人口構成の変化が進むことが想定されており、また、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化に適切に対応するため、公共建築物の再配置を進めます。

- 市民ニーズに対応するための施設の最適化を行う(質の見直し)
- 社会環境やニーズの変化を捉えた施設の設置目的や必要性を検証したうえで、機能の整理・統合、複合化による施設総量を縮減する(量の見直し)
- 施設の最適化や機能の統合、複合化は、将来にわたり充当可能な財源の範囲内で計画的に行う(安定した財政基盤に立った施設マネジメントの実施)

(イ) 構築ビジョン

理念の3つの柱である「質の見直し」「量の見直し」「安定した財政基盤に立った施設マネジメントの実施」に当たっては、その方向性を明確にして取り組む必要があります。

これは、公共建築物の複合化・多機能化という「ハード」面から展開していく直接的な解決策を目指すだけでなく、市民への公共サービスの提供という「ソフト」面の視点や、施設の運営・管理という公共サービスの担い手の「マインド」の視点からの、多面的で継続的な、新しいマネジメントに取り組み、構築するために必要なビジョンを示し、推進していきます。

【新しいマネジメントの構築ビジョン】

■ 複合化・多機能化の推進《ハード》…多機能施設の選定と創造

- 複合化対象施設の選定ルール →全ての施設を対象に施設目的を評価
→複合化、集約化できる施設の選定
- 類似機能の整理、統合ルール →地域密着型施設の適正配置
→更新時期に合わせた複合化、集約化の調整

■ 新しい公共サービスの提供《ソフト》…既存サービスの改革と魅力化

- 次代を捉えた新しい価値の創造と提供→多様化するライフスタイルへの対応
→住民満足度の向上
- スケールメリット、民間活力の活用 →事務の効率化
→民間ノウハウを活用したサービス向上、管理経費の削減

■ 改革を進めるエンジンの活性化《マインド》…動機づけ・やる気づくり

- 施設の稼働率の見える化 →稼働率の向上余地の発掘。施設満足度の向上
- 長寿命化を進める仕組みづくり→長寿命化の継続的な推進(長寿命化財源の確保)
→意識改革。柔軟で効率的な運営体制の構築

イ 再配置の取組方針

理念や構築ビジョンに基づいて、多様化するライフスタイルなどに適切に対応するための取組方針等は次のとおりです。

(ア) 複合化・集約化の方針

a 保有施設量の最適化に向けた取組の基本方針

(a) 再配置の核となる施設との複合化によるまちづくり

まちづくりを進めるうえで、市民の生涯学習活動や地域活動の核となる施設への複合化や集約化を進めます。

まちづくりを進めるうえで再配置の核となる分野等

目的型利用施設

- ・文化芸術 … 芸術劇場
- ・スポーツ活動 … 市民体育館
- ・生涯学習 … 上野公民館
中央図書館
- ・健康福祉 … しあわせ村
- ・行政サービス … 市役所本庁舎
- ・防災 … 市役所本庁舎
消防庁舎

地域密着型施設

- ・地域の拠点 … 小学校
- ・地域の活動拠点 … 地区公民館・市民館

地区公民館等は地域でニーズのある学習機能に加え、地域の協働事業の推進を図る活動機能を併せ持つコミュニティセンターに移行することが求められる。

(b) 1施設≒1機能からの脱却による施設の有効活用と魅力化

目的型利用施設は、設置目的と利用状況、機能重視による有効活用について検証し、施設の統廃合や多機能化による魅力化を進めます。

(c) 地域の拠点施設との複合化、集約化による再配置

地域密着型施設は、地域の拠点となる小学校を中心に複合化や集約化を検討し、小学校区に1施設を基本に再配置を進めます。

(d) 更新時の延床面積の縮減

施設を更新する際は、施設の共用や相互利用を積極的に検討し、延床面積の縮減を進めます。

(e) 既存施設の有効活用と保有施設量の縮減

新しい社会環境やニーズに対応する際は、新規に整備するのではなく、既存施設の用途変更や空きスペースの有効活用に努めます。

また、新たな施設整備や増築を行う場合は、長期的な視野での既存施設の廃止・縮小を計画し、保有施設量の縮減を進めます。

(f) 施設保有からの転換

施設保有から民間施設の借り上げ等への転換を検討し、整備・維持管理経費の抑制を進めます。

(g) 民間との連携による事業展開

民間事業者によるサービスが充実している施設や機能は、公共による事業の廃止・移譲等を検討し、民間との連携による事業展開を進めます。

b 目的型利用施設再配置の取組方針

目的型利用施設の再配置に当たっては、次のとおり取り組みます。

(a) 施設の評価

定期的に、施設の設置当初の目的と現在の利用状況、市民ニーズ等の社会環境等を検証し、必要性を評価したうえで施設の継続、機能移転、廃止等の方向性を示します。

(b) 再配置の核となる施設の複合化

核となる分野の施設が持つ集客力を活用して、民間施設を含む他の施設との複合化等による交流性を高め、まちの賑わいの創出につなげます。

(c) 複合化と多機能化による保有施設量の縮減

施設を更新する際は、同程度の時期に建設された施設との複合化や多機能化を積極的に検討し、保有施設量の縮減に努めます。

(d) 民間活力の活用

既存施設での指定管理者制度の導入や更新する際は、PPP/PFI手法等による民間活力を積極的に取り入れ、多様化する市民ニーズへの柔軟な対応と管理コストの縮減に努めます。

c 地域密着型施設再配置の取組方針

地域密着型施設の再配置に当たっては、次のとおり取り組みます。

(a) 小学校を拠点とする集約化と多機能化

地域の子どもたちが学び、地域のコミュニティ活動で大きな役割を持つ小学校を拠点にして、地区公民館・市民館や児童館等の集約化・多機能化を検討し、地域の拠点空間としての形成を進めます。

(b) 保育園の適正化

保育ニーズへの対応は、民間事業者の参入を促進し、公民連携を図ります。

将来的には、地域内人口や児童数、待機児童数、民間保育所等の状況を踏まえて段階的に施設数の適正化を目指します。

(c) 学校、保育園を除く地域密着型施設の複合化

地区公民館・市民館は、特色のある地域づくりの中心的な担い手となるコミュニティとの協働を推進する機能を持つ活動拠点として複合化を進めます。

児童館、敬老の家、健康交流の家は、単独での更新はせず、地区公民館・市民館との複合化を行うことにより、多機能化によるサービスの魅力化と施設規模の最適化を進めます。

また、地域内人口・面積、移動距離等を考慮し、1小学校区に複数の施設（機能）を配置する場合は、将来的な廃止や機能転換を踏まえた簡易的な機能や仕様、民間施設の活用を検討します。

なお、地区公民館・市民館、児童館、敬老の家の複合化については、集会所との複合化も含め、地域の実情に応じて段階的な実施を検討します。

(イ) 施設運営・管理の方針

施設の運営や管理に当たっては、次のとおり進めます。

a 委託

直営施設は、施設の運営、建物の維持管理にかかる業務の一部を委託し、施設サービスの充実と経費縮減を進めます。

b 指定管理

直営施設や委託により管理・運営する施設は、指定管理者制度を導入し、施設サービスの効率化と経費縮減を進めます。

c 貸付け

同じ用途の民間施設が周辺に立地する施設は、貸付けによる管理・運営を行い、施設サービスの民営化による経費削減を進めます。

d 譲渡（移管）

指定管理者制度や貸付けにより管理・運営している施設や、民間事業者による適正な施設サービスの維持・提供が可能な施設は、施設譲渡による民営化を進めます。

(ウ) 維持管理・修繕の方針

長寿命化のための維持管理と修繕に当たっては、次のとおり進めます。

a 点検・診断等の実施

(a) 計画的に維持管理・修繕等を行う予防保全の考え方に基づいて、日常的な点検・診断、定期点検を実施し、施設の安全性や利便性を確保するための長寿命化を進めます。

b 予防的修繕の実施

(a) 公共建築物を耐用年数（RC造等は80年、木造等は50年）まで長期的に使用するためには、耐用年数の中間年（RC造等では40年経過時）に大規模改修を行うだけでなく、大規模改修との中間年（RC造等では20年経過時と60年経過時）に定期修繕を行うなど劣化の早期段階における予防的修繕を実施し、ライフサイクルコスト全体を下げる取組みを進めます。

(b) 施設を更新する際は、イニシャルコスト（施設整備に伴う初期経費）やランニングコスト（維持管理・施設運営に伴う経費）の抑制と、維持管理がしやすい構造・仕様にします。

また、将来の市民ニーズの変化に対応するため、柔軟な利用形態への変更や、同じタイプの地域密着型施設は、同じ機能、同じ仕様になるように計画します。

(c) 目的型利用施設は、築60年目の定期修繕時まで、施設の継続または廃止の方向性を示し、耐用年数まで活用するのかを判断します。また、地域密着型施設は、耐用年数を迎える10年前までに、施設の統合や他施設との複合化を検討します。

再編計画の基本的な方針

■ 再編の理念

日本全体で、一層の少子高齢化の進展や人口減少時代を迎えようとするなか、本市においても、人口構成の変化が進むことが想定されており、また、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化に適切に対応するため、公共建築物の再配置を進めます。

- ① 市民ニーズに対応するための施設の最適化を行う（質の見直し）
- ② 社会環境やニーズの変化を捉えた施設の設置目的や必要性を検証したうえで、機能の整理・統合、複合化による施設総量を縮減する（量の見直し）
- ③ 施設の最適化や機能の統合、複合化は、将来にわたり充て可能な財源の範囲内で計画的に行う（安定した財政基盤に立った施設マネジメントの実施）



■ 保有施設量の最適化に向けた取組みの基本方針

- ① まちづくりを進めるうえで、市民の生涯学習活動や地域活動の核となる施設への複合化や集約化を行う（再配置の核となる施設との複合化によるまちづくり）
- ② 目的型利用施設は、設置目的と利用状況、機能重視による有効活用について検証し、施設の統廃合や多機能化による魅力化を行う（1施設≒1機能からの脱却による施設の有効活用と魅力化）
- ③ 地域密着型施設は、地域の拠点となる小学校を中心に複合化や集約化を検討し、小学校区に1施設を基本に再配置を行う（地域の拠点施設との複合化、集約化による再配置）
- ④ 施設を更新する際は、施設の共用や相互利用を積極的に検討し、延床面積の縮減を行う（更新時の延床面積の縮減）
- ⑤ 新しい社会環境やニーズに対応する際は、新規に整備するのではなく、既存施設の用途変更や空きスペースの有効活用を行う。また、新たな施設整備や増築を行う場合は、長期的な視野での既存施設の廃止・縮小を計画し、保有施設量の縮減を行う（既存施設の有効活用と保有施設量の縮減）
- ⑥ 施設保有から民間施設の借り上げ等への転換を検討し、整備・維持管理経費の抑制を行う（施設保有からの転換）
- ⑦ 民間事業者によるサービスが充実している施設や機能は、公共による事業の廃止・移譲等を検討し、民間との連携による事業展開を行う（民間との連携による事業展開）

■ 目的型利用施設再配置の取組方針

- ① 施設の評価
- ② 再配置の核となる施設の複合化
- ③ 複合化と多機能化による保有施設量の縮減
- ④ 民間活力の活用

■ 地域密着型施設再配置の取組方針

- ① 小学校を拠点とする集約化と多機能化
- ② 保育園の適正化
- ③ 学校、保育園を除く地域密着型施設の複合化

■ 施設運営・管理の方針

- ① 委託 …直営施設は、施設の運営、建物の維持管理にかかる業務の一部の委託を進める
- ② 指定管理 …直営施設や委託により管理・運営する施設は、指定管理者制度の導入を進める
- ③ 貸付け …同じ用途の民間施設が周辺に立地する施設は、貸付けによる管理・運営を進める
- ④ 譲渡(移管)…指定管理者制度や貸付けにより管理・運営している施設や、民間事業者による適正な施設サービスの維持・提供が可能な施設は、施設譲渡による民営化を進める

■ 維持管理・修繕の方針

- ① 点検・診断の実施 …計画的に維持管理・修繕等を行う予防保全の考えに基づいて、日常的な点検・診断、定期点検を実施し、長寿命化を進める
- ② 予防的修繕の実施…定期修繕と大規模改修を行い、劣化の早期段階の予防的修繕を実施し、ライフサイクルコスト全体を下げる取組みを進める

ウ 数値目標

国は、公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に推進するため、公共施設等の数・延床面積等に関する指標や、トータルコストの縮減・平準化に関する目標の設定、維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込みを示し、進行管理を行うことを要請しています。

本市のまちづくりの特性としては、今後、短期間のうちに集中して改修や更新する時期を迎える施設が増加するなか、引き続き、道路や上下水道などのインフラ施設を中心にバランスの取れた市街地形成を進めていく必要があります。将来的には、まちづくりが進み新たな施設整備は減少するものの、総ストック量の増加による更新費用は増大し、財政状況は厳しさが増すものと想定されます。

本市が将来にわたって、健全で持続可能な財政運営を維持しつつ、必要な公共サービスを継続して提供していくためには、施設管理コストの縮減等は不可欠であることから、施設の延床面積等の最適な目標を設定します。

(ア) 最適化目標の設定

本計画の長寿命化に伴う事業費の試算を基に、広域化等に伴う直近の10年後の目標を設定するほか、中長期的な視点からの、更新時の延床面積の縮減と財政支出の平準化のための取組みを検証し、持続可能な最適化目標とする必要があるため、40年後までの目標を設定します。

そこで、次の条件の下、検討を行い最適化目標を設定します。

a 延床面積の縮減と財政支出の平準化の方針

- (a) 本計画改訂（令和4年（2022年）3月）までに策定した個別施設計画における、公共建築物の延床面積を基本として、基準値（再編計画策定時点）を設定する。なお、数値目標のパーセンテージ（%）の変更は行わないこととする。
- (b) 広域化等による延床面積の縮減可能面積の積上げと、個々の施設の更新時の複合化等によるスケールメリットを生かして一定割合の縮減を行う。
- (c) 20年後以降（2040年頃～）からは施設の更新が集中することから、老朽化が進む学校施設を中心に、前倒し更新などの更新費用の平準化を行う。

b 最適化目標の設定

- (a) 指標名称 …… 公共建築物の施設量（総延床面積）の最適化
- (b) 基準値* …… 再編計画策定時点（令和元年度（2019年度））の現状値＝
372,271 m²
- (c) 目標年度 …… 前期（1～11年後）及び中期（12～21年後）、長期（22～41年後）の各アクションプランの最終年度とする。
- (d) 数値目標

| 期間名称 | 期 間 | 評価時期 | 数値目標（全体） |
|-------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 前期アクションプラン | 令和 2 年(2020 年) ～令和 12 年(2030 年) | 令和 13 年 (2031 年) | ▲2.5% (▲9,300 m ²) |
| 中期 " | 令和 13 年(2031 年) ～令和 22 年(2040 年) | 令和 23 年 (2041 年) | ▲5.0% (▲18,600 m ²) |
| 長期 " | 令和 23 年(2041 年) ～令和 42 年(2060 年) | 令和 43 年 (2061 年) | ▲8.0% (▲29,800 m ²) |

※ （b）基準値について：再編計画策定時は、本計画策定時点（平成 28 年度（2016 年度））の延床面積 392,155 m²を基準値としていたが、改訂に当たり、一部事務組合が所有している施設の延床面積について、費用按分率を乗じて、再編計画策定時点（令和元年度（2019 年度））の延床面積を算出したことから、改めたもの。

(3) 公共建築物の再配置の誘導

公共建築物の更新を行う際には、「(2) 再編の基本的な方針」の「イ 再配置の取組方針」(29 ページ)に基づいて複合化等を行います。

再配置のテーマ「魅力あふれる 集いの場 交流する空間 の創造をめざして」を実現するため、将来的な複合化や集約化のモデルを施設間で共有し、公共建築物の複合化の検討や、市街地開発等を進める際には、施設の誘導を行います。

ア 施設の誘導モデル

再配置を進めるためには、機能誘導(利用目的からの誘導)と、立地誘導(施設配置からの誘導)の観点からの、施設の最適化を目指します。

従来の施設配置の考え方は、施設を更新する際には、地域内の保育園と子育て支援センターや、児童館と健康交流の家などの同じ建物への複合化を進めてきました。このような配置の考え方を発展的に進め、より集積されて利用しやすいエリアを交流空間として位置付け、利用者の交流を通じて地域が活性化する機会と場づくりを誘導します。次に示す2つのモデルは、地域コミュニティでの拠点と、市全体での拠点となる交流空間のモデルです。

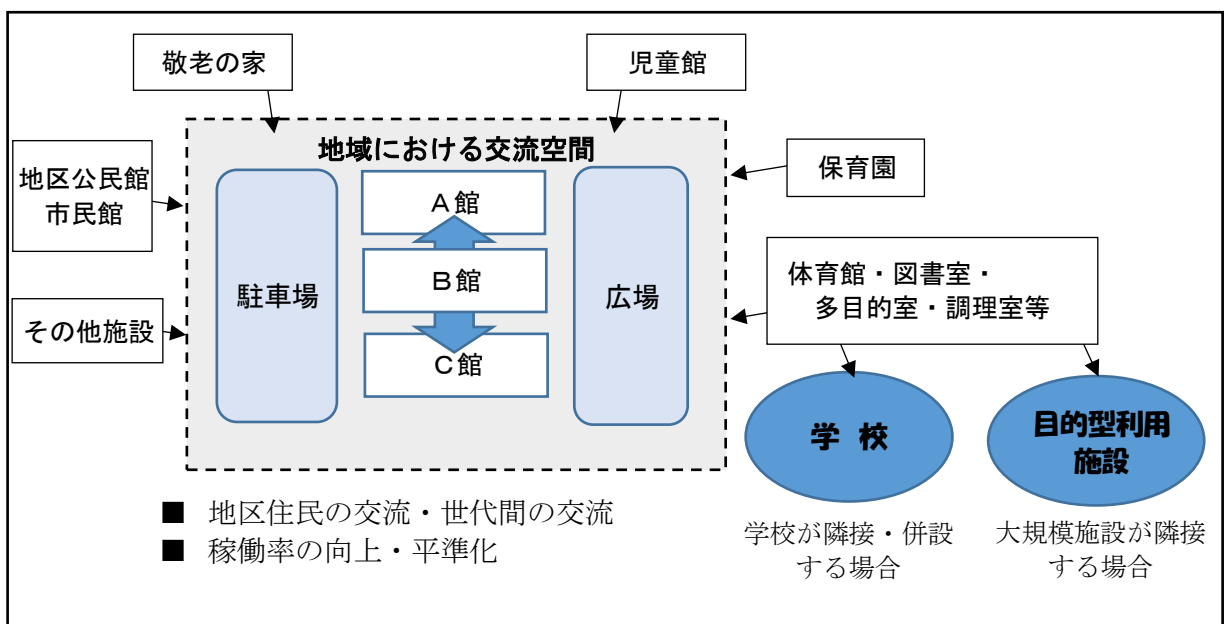
なお、これらの交流空間を創るためには、地域の状況に応じた進め方や、敷地の確保、更新時期の調整が必要となりますので、学校施設の更新時や、比較的大規模な目的型利用施設の複合化等で生まれる敷地などを活用するなど、計画的に行うこととします。

(ア) 地域における交流空間モデル

地域交流空間モデル

地域コミュニティのなかの交流空間として設置を誘導する施設は、単一機能のサービスを提供する施設（ハコモノ）を整備するのではなく、機能や施設を共有・併設を進めます。多様なサービスが連携する空間として、また、広場や駐車場などとの一体的な配置を可能とすることにより、住民が気兼ねなく訪れ、交流する空間づくりを誘導します。

この地域交流空間は、各地域の状況によって様々な特色を持つ利用を促がすとともに、従前の施設を合計した規模よりコンパクトで、多様なサービスの提供が可能となることにより、子どもから高齢者までの幅広い市民が参画・交流し、地域の活性化につながる空間になります。



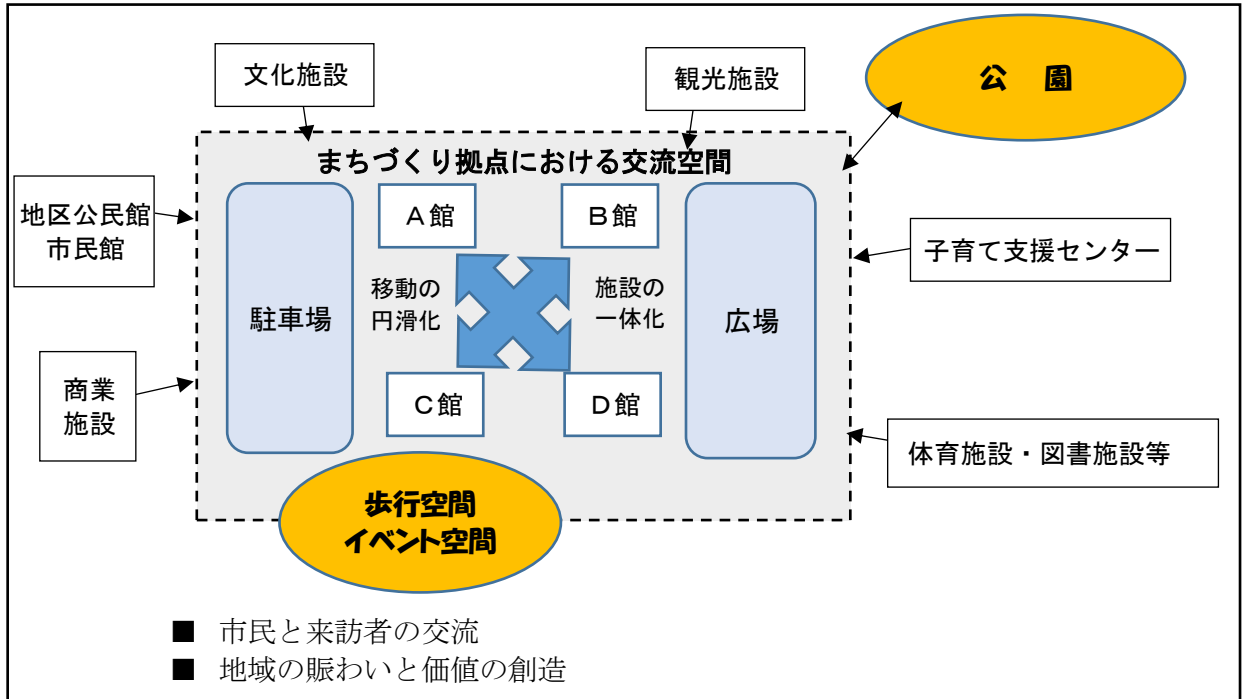
| | |
|----------------------|--|
| <p>サービス機能</p> | <p>A館：生涯学習機能・子育て支援機能・健康増進機能・集会機能（地域交流） B館；スポーツ機能・図書室機能・調理室機能 C館：その他機能</p> |
| <p>手法と効果</p> | <p>学校体育館・市民館体育室との統合（地域に開かれた空間の創出） 学校の特別教室・集会施設との空間共有（平日休日の利用偏在の解消） 子育て支援施設・健康増進施設・生涯学習施設との複合 （全ての世代が過ごす空間の創出）</p> |

(イ) まちづくり拠点における交流空間モデル

地域交流空間モデル(まちづくり拠点)

本市では、鉄道やバスの交通結節点周辺や、都市公園とその隣接する地域を拠点として、特色のある都市機能を配置し、街の魅力を高めてきました。引き続き、文化機能や観光機能、商業機能、インフォメーション機能など集客力のある施設の集積と、有機的な事業連携を図ることにより、人々が、いきいき・元気に利用している空間づくりを誘導します。

また、鉄道やバスなどの公共交通を利用できるという利点を生かし、市内だけでなく市外からの来訪者が集うことにより、賑わいと新しい価値が生まれる空間になります。



| | |
|---------------|---|
| <p>サービス機能</p> | <p>A館：子育て支援機能・健康増進機能・集会機能 B館：スポーツ機能・生涯学習機能・集会機能 C館：文化機能・図書室機能・商業機能 D館：観光機能・インフォメーション機能・商業機能</p> |
| <p>手法と効果</p> | <p>イベント空間・施設交流空間との共用（開かれた空間の創出） 体育施設・生涯学習施設・集会施設との複合 （全ての世代が過ごす空間の創出） 文化施設・図書施設・民間施設との連携（市民が誇りを持てる空間の創出）</p> |

3 インフラ施設の長寿命化方針と進め方・・・「インフラ施設の長寿命化方針」参照

(1) インフラ施設の長寿命化方針（予防保全を基本とする管理保全）

インフラ施設は、国のマニュアル等において、ストックマネジメントによる予防保全を基本に長寿命化を行うことを求めています。本市においても、将来にわたって適切な維持管理と、改築・修繕を行うために次の基本方針の下、長寿命化計画の策定・見直しを行います。

【基本方針】

- ① 施設の管理保全は重要度等の区分による予防保全を基本とする。
- ② 本市の実情に合う目標耐用年数の設定等による長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。
- ③ 施設の定期点検・調査による劣化状況の把握と予測に基づいた管理保全を行う。

(2) 計画の策定と見直しの視点

インフラ施設の個別施設計画の策定及び見直しに当たっては、次のとおり進めます。

- ア 国のマニュアルやガイドライン等に基づいて計画見直しを行う。
- イ 計画見直しに当たっては、これまでの改修履歴に基づいた目標耐用年数とメンテナンスサイクルの検討を行う。
- ウ 重要度や優先度、故障等の影響を考慮して、予防保全を行う施設と事後保全を行う施設に区分する。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的方針

1 施設の類型

本章では、市の保有している公共施設等を下表のとおりにより類型分けし、類型ごとの管理に関する基本的方針について示していきます。

施設の類型と主な施設等

| | 類型 | 主な施設等 |
|--------|---------------------------|---|
| 公共建築物 | 学校施設 | 小学校、中学校、給食センター、教員研修センター |
| | 幼保・子育て支援施設 | 保育園、子育て支援センター |
| | 小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」 | 地区公民館、市民館、児童館、放課後児童クラブ専用室、敬老の家、健康交流の家、津波避難所 |
| | 社会教育・文化施設 | 上野公民館、平洲記念館、郷土資料館、文化センター、芸術劇場 |
| | 図書館 | 中央図書館、横須賀図書館 |
| | スポーツ施設 | 市民体育館、温水プール、運動公園 |
| | 産業系施設 | 勤労センター、農業センター、商工センター、クライנגアルテン |
| | 福祉施設 | 加木屋デイサービスセンター |
| | 保健施設 | 保健福祉センター、健康ふれあい交流館（しあわせ村）、とまと記念館 |
| | 庁舎等 | 本庁舎、市民活動センター、パスポートセンター |
| | 消防・防災施設 | 消防本部、消防署、消防団詰所、防災倉庫、水防倉庫 |
| | 公営住宅 | 市営住宅 |
| | 公園・緑地施設 | 管理事務所、便所、四阿、展望台 |
| | 供給処理施設 | 清掃センター、リサイクルセンター、衛生センター |
| | 病院施設 | 公立西知多総合病院、看護専門学校 |
| その他の施設 | 知北斎場、知北霊園、駐車場、公衆便所、普通財産施設 | |
| インフラ施設 | 道路 | 市道、農道、舗装、擁壁、道路照明灯等 |
| | 橋りょう | 道路橋、横断歩道橋 |
| | 上水道施設 | 水道管、ポンプ場 |
| | 下水道施設 | 下水道管、排水管、浄化センター、ポンプ場 |
| | 河川 | 河道、堤防、護岸等 |
| | 港湾 | 護岸等 |
| | ため池 | 堤防、護岸等 |
| | 農業用排水施設 | 用排水機場、排水路、農業用水管 |

2 施設類型ごとの方針

(1) 学校施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

※表中の「建設年度」は最も古い建物(棟)の建設年度を表しています(以降の表も同じ)。

| 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|-----|------|------|---------|-------------|--------|------|------|------------------------|-------------|
| 小学校 | S32 | 1957 | 平洲小学校 | 7,871 | 中学校 | S37 | 1962 | 上野中学校 | 10,048 |
| | S32 | 1957 | 名和小学校 | 7,366 | | S38 | 1963 | 横須賀中学校 | 11,987 |
| | S37 | 1962 | 横須賀小学校 | 11,297 | | S43 | 1968 | 富木島中学校 | 10,779 |
| | S40 | 1965 | 富木島小学校 | 8,163 | | S49 | 1974 | 加木屋中学校 | 11,233 |
| | S43 | 1968 | 加木屋南小学校 | 8,455 | | S54 | 1979 | 名和中学校 | 9,074 |
| | S43 | 1968 | 明倫小学校 | 7,563 | | S58 | 1983 | 平洲中学校 | 8,573 |
| | S46 | 1971 | 緑陽小学校 | 7,818 | 給食センター | S46 | 1971 | 明倫調理場 | 1,840 |
| | S47 | 1972 | 大田小学校 | 6,212 | | S50 | 1975 | 加木屋調理場 | 1,548 |
| | S48 | 1973 | 渡内小学校 | 7,053 | その他 | S57 | 1982 | 教員研修センター (まなぶん横須賀内) | 1,993 |
| | S50 | 1975 | 三ツ池小学校 | 6,193 | | | | | |
| | S55 | 1980 | 船島小学校 | 5,895 | | | | | |
| | H21 | 2009 | 加木屋小学校 | 9,225 | | | | | |

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、小学校 12 校と中学校 6 校の計 18 校、給食センター 2 施設があります。これらの多くは 1960 年代から 1970 年代に建設され、建設後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

教員研修センターは、平成 29 年(2017 年)に施設を取得し、平成 30 年(2018 年)に大規模改修した「まなぶん横須賀」内に設置しており、横須賀図書館との複合施設です。

市街地開発等により児童生徒数が増加する学校がある一方で、将来的には、人口減少に伴い、児童生徒数や学級数が減少し、適正規模(12 学級以上 18 学級以下)に満たない学校が見込まれます。

ウ 管理に関する基本的方針

学校施設は、児童生徒等が安全・安心に学校施設を利用できるよう、定期的な点検や診断結果に基づき優先順位を定め、計画的に修繕や改修を行います。また、時代の変化に柔軟に対応する教育環境づくりを目指すため、ニーズに合わせて整備水準の見直しを行い、大規模改修等に合わせて機能向上を図ります。

今後、外壁改修や屋上防水等の大規模改修や、施設の更新等を行う時期が重なってことから、計画的な定期修繕による予防保全を行い、施設の長寿命化を図るとともに、前倒し更新及び一層の長寿命化を図ることにより、財政支出の平準化を図ります。

小中学校及び給食センターの規模については、児童生徒数や学級数の推移等を見据え、適正化を図ります。学校プールは、順次、民間プールを活用した水泳授業への移行を進めます。

また、小中学校は地域の交流機能、防災機能等を持つ施設であることから、地域の実情や、児童生徒等の安全や教育環境に配慮しながら、他の地域密着型施設との複合化や集約化について検討を進めます。

(2) 幼保・子育て支援施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|---------|-------------|------|------|--------------------------|-------------|
| S44 | 1969 | 平洲保育園 | 1,273 | S51 | 1976 | 木庭保育園 | 970 |
| S44 | 1969 | 加木屋南保育園 | 781 | S53 | 1978 | 加木屋保育園 | 1,439 |
| S45 | 1970 | 明倫保育園 | 963 | S54 | 1979 | 一番畑保育園 | 1,275 |
| S46 | 1971 | 名和東保育園 | 935 | S55 | 1980 | 高横須賀保育園 | 1,199 |
| S48 | 1973 | 横須賀保育園 | 1,414 | H21 | 2009 | 名和保育園 | 1,839 |
| S49 | 1974 | 富木島保育園 | 1,139 | H25 | 2013 | 大堀保育園 | 1,763 |
| S49 | 1974 | 渡内保育園 | 1,100 | H21 | 2009 | 北部子育て支援センター (名和保育園内) | 233 |
| S49 | 1974 | みどり保育園 | 972 | | | | |
| S49 | 1974 | 東山保育園 | 1,299 | H23 | 2011 | 子育て総合支援センター (ソラト太田川内) | 825 |
| S49 | 1974 | 養父保育園 | 1,183 | | | | |
| S49 | 1974 | 三ツ池保育園 | 1,243 | H25 | 2013 | 南部子育て支援センター (大堀保育園内) | 301 |
| S50 | 1975 | 大田保育園 | 1,292 | | | | |

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、保育園が18園あり、これらは1970年代に集中的に建設されました。移転や園舎の増築工事をした園もありますが、建設後40年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいます。

子育て支援センターは、市内に3施設あり、すべて2010年前後に建設されました。

近年の経済・社会情勢の変化による女性の活躍推進等に伴い、保育所等の入所希望者の増加が続いています。

ウ 管理に関する基本的方針

保育園は、女性の就業率、就学前児童数等の動向を注視し、保育需要の把握に努めるとともに、民間保育所等の参入促進を図りながら公民が連携し、保育の受け皿を確保しつつ、公立保育園については将来の入所児童数を考慮した適正な施設数について検討します。

また、幼保・子育て支援施設は、常に子どもが利用する施設であることから、利用者の安全を確保するため、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

(3) 小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|-----------|------|--------|---------|----------|----------|------|------------------|-----------------------------|----------|
| 地区公民館・市民館 | S40 | 1965 | 下名和公民館 | 397 | 児童クラブ専用室 | H22 | 2010 | 加木屋放課後児童クラブ専用室 (加木屋小学校内) | 196 |
| | S44 | 1969 | 加家公民館 | 439 | | | | | |
| | S44 | 1969 | 高横須賀公民館 | 466 | | | | | |
| | S45 | 1970 | 平島公民館 | 406 | | | | | |
| | S47 | 1972 | 渡内公民館 | 535 | | | | | |
| | S47 | 1972 | 富田公民館 | 489 | | | | | |
| | S50 | 1975 | 上名和公民館 | 635 | 敬老の家等 | S47 | 1972 | 名和東敬老の家 | 53 |
| | S57 | 1982 | 横須賀公民館 | 475 | | S47 | 1972 | 富木島敬老の家 | 53 |
| | S57 | 1982 | 加木屋南市民館 | 697 | | S48 | 1973 | 大田敬老の家 | 51 |
| | S59 | 1984 | 緑陽市民館 | 708 | | S50 | 1975 | 上野ヶ丘敬老の家 | 61 |
| | S61 | 1986 | 三ツ池市民館 | 709 | | S53 | 1978 | 木庭敬老の家 | 41 |
| | S63 | 1988 | 船島市民館 | 718 | | S56 | 1981 | 明倫敬老の家 | 50 |
| | H1 | 1989 | 加木屋市民館 | 712 | | S56 | 1981 | 下名和敬老の家 | 50 |
| | H5 | 1993 | 大田市民館 | 724 | | S58 | 1983 | 三ツ池敬老の家 | 50 |
| H8 | 1996 | 富木島公民館 | 824 | S58 | | 1983 | 大堀敬老の家 | 50 | |
| 児童館 | S46 | 1971 | 三ツ池児童館 | 331 | | S59 | 1984 | 緑陽敬老の家 | 50 |
| | S47 | 1972 | 泉児童館 | 340 | | H2 | 1990 | 横須賀敬老の家 | 65 |
| | S49 | 1974 | 緑陽児童館 | 333 | | H2 | 1990 | 中ノ池敬老の家 | 82 |
| | S49 | 1974 | 加木屋児童館 | 305 | | H4 | 1992 | 渡内敬老の家 | 116 |
| | S51 | 1976 | 平洲児童館 | 340 | | H5 | 1993 | 平洲敬老の家 | 66 |
| | S52 | 1977 | 名和児童館 | 349 | | H5 | 1993 | 加木屋南敬老の家 | 82 |
| | S53 | 1978 | 明倫児童館 | 340 | | H6 | 1994 | 高横須賀敬老の家 | 68 |
| | S53 | 1978 | 大田児童館 | 336 | | H8 | 1996 | 加木屋敬老の家 | 68 |
| | S54 | 1979 | 加木屋南児童館 | 343 | | H10 | 1998 | 富貴ノ台敬老の家 | 99 |
| | S55 | 1980 | 姫島児童館 | 332 | | H10 | 1998 | 加木屋南第二敬老の家 | 99 |
| | S56 | 1981 | 公家児童館 | 328 | | H24 | 2012 | 上野台健康交流の家 | 171 |
| | S57 | 1982 | 名和東児童館 | 345 | H25 | 2013 | 大池健康交流の家 | 192 | |
| | H20 | 2008 | 富木島児童館 | 358 | H27 | 2015 | 千鳥津波避難所・千鳥健康交流の家 | 841 | |
| | H30 | 2018 | 養父児童館 | 634 | | | | | |
| | | | | | | H30 | 2018 | 養父健康交流の家 | 266 |

イ 現状や課題に関する基本認識

本類型の各施設は、概ねそれぞれの地域ごとに建設され、管理運営は大池健康交流の家、千鳥健康交流の家及び養父児童館・養父健康交流の家は指定管理者が行い、それ以外の施設は市直営で管理運営しています。

地区公民館は1960年代から1970年代に、市民館は1980年代から1990年代に、また、児童館は1970年代から1980年代に多く建設されました。

放課後児童クラブ専用室は、学校の更新や増築に合わせて設置されています。

敬老の家は老人福祉を増進するための施設で、その約半数は、建設後30年以上が経過しています。なお、木庭敬老の家、緑陽敬老の家は令和4年(2022年)4月に廃止を予定しています。

千鳥津波避難所・千鳥健康交流の家と養父児童館・養父健康交流の家は複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

小中学校、保育園を除く「地域密着型施設」は定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

更新にあたっては、単独施設とせず、多機能化によるサービスの魅力化と施設規模の最適化を図るため、地域の実情に応じ、小学校等を拠点として他の地域密着型施設との複合化等の検討を進め、将来的には1小学校区に1施設を基本に再配置を行います。

また、敬老の家は、主な利用者である高齢者の移動距離等を考慮し、他の公共施設や集会所への機能移転等、地域内の適正配置のあり方を検討します。

管理運営については、地域活動の核としての機能を持てるように地域団体等による指定管理者制度の導入なども検討していきます。

(4) 社会教育・文化施設

ア 本類型の主な対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|----------------|----------|
| S44 | 1969 | 郷土資料館収蔵庫 | 878 |
| S45 | 1970 | 上野公民館 | 1,146 |
| S49 | 1974 | 平洲記念館 | 926 |
| | | 郷土資料館 | |
| S55 | 1980 | 文化センター | 3,685 |
| H27 | 2015 | 芸術劇場 (ユウナル東海内) | 18,589 |

イ 現状や課題に関する基本認識

芸術劇場以外の施設は、建設後40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。また、文化センターは耐震化が必要であることと、新たなまちづくりの拠点とするため、中央公民館としての役割を終え、用途廃止・解体し、新施設の建設を予定しています。

平洲記念館は郷土の偉人である細井平洲の遺墨、遺品等の展示及び保管を行い、その遺徳を顕彰するための施設で、郷土資料館と併設しています。

管理運営については、上野公民館は指定管理者、その他の施設は市直営で行われています。

ウ 管理に関する基本的方針

社会教育・文化施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

芸術劇場は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで文化芸術活動の拠点となる施設として位置付けています。また、上野公民館は、生涯学習の拠点施設として位置付けています。

その他の施設は、定期的に施設の設置目的、利用状況及び社会環境等を検証し、施設の必要性を評価しながら、機能の集約やリニューアルを含めた施設のあり方を検討していきます。また、指定管理者制度の導入など、民間活力を生かした運営手法について検討していきます。

また、芸術劇場は、舞台を構成する機構や音響、照明などの大規模設備については、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、設備の長寿命化を図ります。

(5) 図書館

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-------------------|----------|
| S52 | 1977 | 中央図書館 | 2,493 |
| S57 | 1982 | 横須賀図書館 (まなぶん横須賀内) | 1,897 |

イ 現状や課題に関する基本認識

中央図書館は、建設後 40 年以上が経過しています。また、横須賀図書館は、平成 30 年 (2018 年) に施設の大規模改修を行った「まなぶん横須賀」内に設置しており、教員研修センターとの複合施設として、平成 31 年 (2019 年) に開館しました。

蔵書数は中央図書館が約 29 万 8 千点、横須賀図書館が約 3 万 6 千点です。(令和 2 年度 (2020 年度) 末時点)

ウ 管理に関する基本的方針

図書館は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、サービスの質的向上や管理運営の効率化を進めていきます。

中央図書館は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで生涯学習の拠点となる施設として位置付けています。

更新にあたっては、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等を見定め、施設の適切な機能、規模、利便性等を考慮し、複合化等を検討していきます。

(6) スポーツ施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-----------------|----------|
| S56 | 1981 | 温水プール | 2,911 |
| S63 | 1988 | 市民体育館 | 11,050 |
| H2 | 1990 | 加木屋運動公園 (事務所等) | 245 |
| H4 | 1992 | 元浜スポーツ広場 (事務所等) | 145 |
| H26 | 2014 | 荒尾スポーツ広場 (事務所等) | 46 |

イ 現状や課題に関する基本認識

温水プールと市民体育館は建設後 30 年以上が経過しています。

管理運営については、すべてのスポーツ施設において指定管理者が行っています。

また、運動公園内にあるテニスコート、野球場、サッカー場等の、人工芝や防球ネット等については、インフラ系施設として維持管理を行っています。

ウ 管理に関する基本的方針

スポーツ施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

市民体育館は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえでスポーツ活動の拠点となる施設として位置付けています。

広域利用が可能な施設については、周辺市町村との共同設置など、より広域的に活用することによって、施設の統合や廃止について検討していきます。なお、本市と知多市で構成する一部事務組合「西知多医療厚生組合」が健康増進施設として温水プールの設

置を進めています。

運動公園におけるインフラ系施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

(7) 産業系施設

ア 本類型の主な対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-------------|----------|
| S57 | 1982 | 勤労センター | 3,288 |
| S58 | 1983 | 農業センター | 1,411 |
| H4 | 1992 | 商工センター | 2,722 |
| H9 | 1997 | クラインガルテン | 222 |
| H24 | 2012 | 観光物産プラザ | 200 |
| H27 | 2015 | 中心市街地活性化事務所 | 78 |

イ 現状や課題に関する基本認識

勤労センターと農業センターは、建設後 30 年以上が経過しています。

管理運営については、勤労センター、商工センター、クラインガルテン及び観光物産プラザは指定管理者が行い、農業センターは市直営で行われています。

中心市街地活性化事務所は太田川駅高架下に設置しており、パスポートセンター及び太田川駅高架下トイレ等との複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

産業系施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

勤労センターと商工センターは、将来的に施設を更新する際は、市民ニーズの状況や類似機能を持つ施設との機能分担を検証し、複合化等を進めます。また、勤労センターは、民間の宿泊施設の設置状況等を見据え、宿泊機能のあり方を検討します。

農業センターは、民間活力の活用による施設の魅力化を図ります。

クラインガルテンは、民間の貸出農園の設置状況等を見据え、施設の方向性を検討します。

その他の産業系施設については、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、当面は現状のまま適切に維持管理を行っていきます。

(8) 福祉施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | 施設名 | 延床面積 (㎡) | |
|------|------|---------------|-----|
| H12 | 2000 | 加木屋デイサービスセンター | 879 |

イ 現状や課題に関する基本認識

加木屋デイサービスセンターは介護保険法に規定する要介護者等及びその家族の福祉の増進を図るための施設です。管理運営は指定管理者が行っています。

ウ 管理に関する基本的方針

加木屋デイサービスセンターは、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、民間のデイサービスセンターの設置状況等を見据え、施設の方向性を検討します。

(9) 保健施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | 施設名 | 延床面積 (㎡) | |
|------|------|-------------------|-------|
| H9 | 1997 | 保健福祉センター (しあわせ村) | 6,418 |
| H9 | 1997 | 健康ふれあい交流館 (しあわせ村) | 6,170 |
| H21 | 2009 | とまと記念館 | 404 |

イ 現状や課題に関する基本認識

保健福祉センターと健康ふれあい交流館は、市民の福祉意識の高揚、福祉活動の推進及び健康の保持増進を図るため、設置されました。

とまと記念館は、市民の健康づくりに対する意識の向上と健康増進に寄与することを目的とする、トマトを使った健康メニューを開発・提供する食の活動拠点であり、また、本市初の名誉市民である蟹江一太郎氏の顕彰とその功績を市民に広めるための施設です。

管理運営については、保健福祉センターと健康ふれあい交流館は合わせて指定管理者が行い、とまと記念館は市直営で行われています。

ウ 管理に関する基本的方針

保健施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

しあわせ村は、再配置の取組方針において、まちづくりを進めるうえで健康福祉の拠点となる施設として位置付けています。

健康ふれあい交流館の温浴室・温水プールは、西知多医療厚生組合や民間の温水プールの設置状況等を見据え、施設の方向性を検討します。

その他の保健施設は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、機能の集約やリニューアルを含めた施設のあり方を検討します。

(10) 庁舎等

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | 施設名 | 延床面積 (㎡) | |
|------|------|-----------------------|--------|
| S38 | 1963 | 扇島倉庫 | 167 |
| S54 | 1979 | 本庁舎 | 17,496 |
| H23 | 2011 | 市民活動センター (ソラト太田川内) | 570 |
| H25 | 2013 | 中心街整備事務所 | 379 |
| H27 | 2015 | パスポートセンター | 64 |

イ 現状や課題に関する基本認識

本庁舎は、建設後40年以上経過しており、耐用年数を超えた設備が多く、バリアフリ

一化など現在の基準に適合していないものもあるため、時代のニーズに合う市民等が利用しやすい施設となるよう検討を行う必要があります。

市民活動センターは、市民活動を支援するための事業や、団体間による情報交換や交流を図る中間支援の拠点としての役割を担っています。

中心街整備事務所は、土地区画整理事業等の基盤整備を進める事務を行うための施設です。

パスポートセンターは太田川駅高架下に設置した、中心市街地活性化事務所及び太田川駅高架下トイレ等との複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

庁舎等は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

扇島倉庫は、保管物の移転先の確保等を整理し、廃止を検討します。

本庁舎は、再配置の取組方針において、まちづくりにおける行政サービス及び防災の拠点施設として位置付けていることから、「耐震性能の確保」、「長寿命化への対応」、「機能性の向上」を基本方針として、リニューアル計画の策定を進めます。

中心街整備事務所は、土地区画整理事業の施行期間等を見据えながら、施設の廃止等の時期を検討します。

その他の庁舎等は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しつつ、当面は現状のまま適切に維持管理を行います。

(11) 消防・防災施設

ア 本類型の主な対象公共施設等一覧

■防火水槽 254 基

| 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|-------|------|------|----------------------|----------|-------|------|-----------|-----------|----------|
| 消防署 | H3 | 1991 | 消防庁舎 (本部・消防署) | 4,028 | 消防団詰所 | S53 | 1978 | 消防団第8分団詰所 | 53 |
| | H15 | 2003 | 消防署北出張所 | 789 | | S56 | 1981 | 消防団第1分団詰所 | 59 |
| | H22 | 2010 | 消防署南出張所・ 地域防災センター | 1,116 | | S60 | 1985 | 消防団第4分団詰所 | 65 |
| S62 | | | | | | 1987 | 消防団第3分団詰所 | 69 | |
| 防災倉庫等 | S38 | 1963 | 富木島町消防資材庫 | 43 | | H2 | 1990 | 消防団第7分団詰所 | 78 |
| | S49 | 1974 | 下浜田水防倉庫 | 33 | | H3 | 1991 | 消防団第2分団詰所 | 84 |
| | H3 | 1991 | 元浜水防倉庫 | 10 | | H4 | 1992 | 消防団第6分団詰所 | 71 |
| | H14 | 2002 | 大田町消防資材庫 | 250 | | H20 | 2008 | 消防団第5分団詰所 | 70 |
| | H26 | 2014 | 中央防災倉庫 | 1,149 | | | | | |

イ 現状や課題に関する基本認識

消防団詰所の多くは、建設後30年以上が経過しています。

中央防災倉庫は、南海トラフ地震等の大規模地震や台風等による風水害等、各種の災害時に使用する資機材、また、避難所で使用する飲料水、食糧、毛布等の生活用品等の備蓄を目的に整備した施設です。

防火水槽は、火災時の消防水利を確保するための施設であり、水道の送水施設（配水管）が被災した場合に備える目的を持つ施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

消防・防災施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、将来的には適切な配置や規模等を考慮した更新を検討していきます。

消防庁舎は、再配置の取組方針において、まちづくりにおける防災拠点として位置付けています。

消防団第8分団詰所は支障移転に伴い、新設します。

水防倉庫は、長寿命化は行わず、適切な時期に中央防災倉庫へ機能移転します。

防火水槽は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

(12) 公営住宅

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-------|----------|
| S43 | 1968 | 下大脇住宅 | 1,633 |
| S44 | 1969 | 小池住宅 | 1,030 |
| S45 | 1970 | 明倫住宅 | 1,734 |
| S47 | 1972 | 勝山住宅 | 8,806 |

イ 現状や課題に関する基本認識

本市には、4団地、259戸の市営住宅があり、すべて1970年前後に建設され、建設後50年程度が経過しています。

入居者の年齢構成では、下大脇住宅、小池住宅で7割以上が65歳以上となっており、世帯の特性としては、すべての住宅で高齢者世帯が約半数を超えています。

ウ 管理に関する基本的方針

耐用年数を迎えている下大脇・小池・明倫の各住宅については、入居者の高齢化が進んでいるため、バリアフリーに配慮し、安全で快適な住環境を提供できるよう計画的に更新を進めます。

下大脇住宅は、(仮称)高横須賀住宅への令和5年(2023年)の移転更新を進め、完成後に廃止・解体します。

小池住宅と明倫住宅は老朽化が進んでいることから、更新を行うに当たり、公共交通機関の利便性等を考慮するとともに、入居者が徒歩圏内で日常生活できるような移転先を検討します。

勝山住宅は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

(13) 公園・緑地施設

ア 本類型の主な対象公共施設等一覧

| 公園の種別 | 公園名称等 | 数量 | 供用面積 (ha) |
|---------------|------------------------|-----|-----------|
| 【都市公園】 | | | |
| 緩衝緑地 | 第一号東海緑地 (大池・大窪・加家・聚楽園) | 4 | 54.8 |
| | 養父新田緑地 | 1 | 2.3 |
| 都市緑地 | 加木屋緑地はじめ2緑地 | 2 | 13.96 |
| 街区公園 | 寢覚之里公園はじめ49公園 | 49 | 11.57 |
| 近隣公園 | 廻間公園はじめ4公園 | 4 | 6.6 |
| 地区公園 | 平地公園はじめ5公園 | 5 | 30.3 |
| 総合公園 | 緑陽公園 | 1 | 0.6 |
| 広場公園 | 太田川駅前イベント広場 | 1 | 0.8 |
| 特殊公園 | 松崎史跡公園はじめ2公園 | 2 | 0.7 |
| 緑道 | 公家緑道はじめ4緑道 | 4 | 4.04 |
| 【緑地】 | | 121 | 24.05 |

| 建設年度 | | 施設名 (100㎡以上の公共建築物) | 延床面積 (㎡) |
|------|------|---------------------|----------|
| S48 | 1973 | 大池公園 (展望台) | 108 |
| S53 | 1978 | 大池公園 (屋外ステージ) | 133 |
| S55 | 1980 | 大池公園 (動植物資料館) | 176 |
| S63 | 1988 | 大池公園 (動物舎) | 430 |
| H5 | 1993 | 大窪公園 (炊事場) | 156 |
| H5 | 1993 | 元浜公園 (水のテラス) | 700 |
| H6 | 1994 | 元浜公園 (管理棟) | 122 |
| H8 | 1996 | 聚楽園公園 (嚶鳴庵) | 162 |
| H20 | 2008 | 大池公園 (管理事務所) | 572 |
| H24 | 2012 | 太田川駅前イベント広場 (大屋根広場) | 725 |

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は都市公園条例に基づいて供用開始している都市公園 (緩衝緑地・都市緑地・街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・広場公園・特殊公園・緑道) 73 箇所 (約 126ha) と、緑地 121 箇所 (約 24ha) を保有しています。

管理運営については、都市公園は指定管理者が行い、緑地は市直営で行われています。

公園施設は、管理事務所や便所、四阿、展望台等の公共建築物のほか、遊具や野球場、テニスコート、歩道橋、舗装、照明灯等のインフラ系施設で構成しているため、それぞれの特性に合わせた維持管理を進める必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

公園施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設のあり方を検討します。

また、大規模な公園の整備や管理等については、PPP/PFI など民間資金を活用した手法の導入についても検討していきます。

公園施設のインフラ系施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行い施設の長寿命化を進めます。

(14) 供給処理施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-----------|---------------|
| H7 | 1995 | 清掃センター | 9,760 |
| H8 | 1996 | 衛生センター | 3,636 (2,887) |
| H14 | 2002 | リサイクルセンター | 632 |

※「衛生センター」の()内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

清掃センターとリサイクルセンターは、2施設とも建設から20年以上経過しています。清掃センターは、清掃工場、管理棟、ごみ指定袋倉庫及び資源分別収集常設場等で構成されており、2箇所の最終処分場を管理しています。

衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設で、「西知多医療厚生組合」が管理運営しています。

ウ 管理に関する基本的方針

清掃センターの清掃工場は、ごみ処理の広域化により知多市と共同で新工場を建設するため、令和5年度(2023年度)の稼働をもって廃止します。

その他の施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により長寿命化を図りつつ、将来的には適切な配置や規模の見直しについて検討していきます。

(15) 病院施設

ア 本類型の対象公共建築物一覧

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-------------|-----------------|
| S62 | 1987 | 公立西知多看護専門学校 | 3,177 (1,589) |
| H27 | 2015 | 公立西知多総合病院 | 54,676 (33,735) |

※()内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

公立西知多看護専門学校及び公立西知多総合病院は、「西知多医療厚生組合」が管理運営しています。

ウ 管理に関する基本的方針

公立西知多看護専門学校及び公立西知多総合病院は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図ります。

更新の際には利用者数の変動に合わせた施設規模の適正化を図っていきます。

(16) その他の施設

ア 本類型の対象公共施設等一覧

■ 駅前広場シェルター5か所、ペDESTリアンデッキ1か所

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|--------------------|-------------|
| S46 | 1971 | 新藤塚集会所 | 289 |
| S53 | 1978 | 障害者自立支援施設 | 589 |
| S57 | 1982 | 知北斎場 | 2,163 (966) |
| S57 | 1982 | 知北霊園 | 233 (104) |
| S59 | 1984 | 医師住宅 | 348 |
| H10 | 1998 | 自動車排出ガス測定局 (名和町吹付) | 9 |
| H23 | 2011 | 太田川駅東公共駐車場 | 5,081 |
| H27 | 2015 | 太田川駅高架下トイレ等 | 127 |

※「知北斎場」「知北霊園」の()内の延床面積は費用負担按分後の数字です。

イ 現状や課題に関する基本認識

新藤塚集会所、障害者自立支援施設及び医師住宅の3施設は普通財産で、貸付け等を行っています。新藤塚集会所は旧耐震の建築物であるため、日常点検や定期点検を行って早めの補修を行うとともに、関係者と協議して適切に管理保全を行います。

知北斎場と知北霊園は、東海市・大府市・東浦町で構成する一部事務組合「知北平和公園組合」が管理運営を行っています。

自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染状況を常時監視するために設置しています。

太田川駅東公共駐車場は、指定管理者が管理運営を行っています。

太田川駅高架下トイレ等(太田川駅高架下トイレ、廊下、喫煙所及び倉庫)は、中心市街地活性化事務所及びパスポートセンターとの複合施設です。

ウ 管理に関する基本的方針

貸付けを行っている普通財産の3施設は、老朽化の状況や契約期間等から廃止等を検討します。

知北斎場は、老朽化が進んでいるため、令和7年度(2025年度)の供用開始に向けて更新を行います。

その他の施設は、定期点検により施設の劣化状況を把握し修繕や改修を行うとともに、予防保全により施設の長寿命化を図りつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に対応し、サービスの質的向上のため、施設の必要性・存在意義を確認しながら、リニューアルを含めた施設のあり方を検討していきます。

また、尾張横須賀駅西広場のペDESTリアンデッキ(高架式歩道)及び市内鉄道駅の駅前交通広場に設置するシェルター(屋根付き歩道等)は、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、道路施設と同様のストックマネジメントによる予防保全を行うこととし、施設の長寿命化を進めます。

(17) 道路

ア 本類型の対象インフラ施設

■市道約 508.4km、農道約 50.8km

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は 550km を超える道路を管理しており、職員によるパトロールや市民等からの通報によって損傷箇所の修繕を行っています。

高度経済成長期に集中的に整備された道路は、今後一斉に老朽化を迎え、舗装面の損傷劣化による路面陥没や段差、わだち掘れ等の発生、道路擁壁や法面等の道路構造物及び照明等の道路付属物の老朽化によって、道路の安全性や快適性が急速に低下していきます。

市管理（又は管理予定）の都市計画道路は令和 3 年（2021 年）4 月時点で 26 路線、計画延長 33,750mのうち、供用延長は 29,509mで、87.4%供用開始されています。

ウ 管理に関する基本的方針

道路は、重要な生活インフラであり、安全性や快適性を確保するため、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、道路パトロール等の巡視を行うなど、ストックマネジメントによる予防保全を行うこととし、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。

(18) 橋りょう

ア 本類型の対象インフラ施設

■道路橋 119 橋、横断歩道橋 16 橋

イ 現状や課題に関する基本認識

橋りょうは、道路と同じく高度経済成長期に合わせて建設され、建設後 30 年以上経過すると、劣化損傷が急激に進行する傾向があるため、適切な処置を行わないと、重大事故の発生や災害時の緊急輸送の支障になることが懸念されます。

道路橋 119 橋は、供用年数が 50 年以上経過した橋は、全体の約 39%ですが、10 年後は約 66%、20 年後は約 86%となり、急速に老朽化が進みます。

また、横断歩道橋 16 橋は、供用年数が 50 年以上経過した橋は、全体の約 38%ですが、10 年後及び 20 年後は約 75%となり、同様の傾向がみられます。

ウ 管理に関する基本的方針

河川や鉄道、道路などを横断する道路橋と横断歩道橋は、インフラ施設の長寿命化方針に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行うとともに、道路パトロール等の巡視により、橋の健全度を把握しつつ、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。

(19) 上水道施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■ 上水道配水管延長約 451km

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|---------|----------|
| S43 | 1968 | 加木屋ポンプ場 | 806 |
| S45 | 1970 | 上野ポンプ場 | 255 |
| S50 | 1975 | 東海ポンプ場 | 1,289 |

イ 現状や課題に関する基本認識

上水道施設は市内配水区へ水道水の供給を行うため、主に配水管を約 451 km（平成 29 年度（2017 年度）時点）、ポンプ場を 3 施設（上野、東海、及び加木屋ポンプ場）設置しています。

法定耐用年数を越えた配水管路延長の割合は、7.1%（平成 28 年度（2016 年度）時点）と他の類似団体と比較して同程度の数値となっており、早急に更新が必要な配水管路は少ない状況となっています。

平成 27 年度（2015 年度）からは、過去に採用してきた配水管に比べ、より長期寿命を持つGX形ダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管を本格的に採用し、配水管路の長寿命化による更新周期の延長を図っています。

ポンプ場については、将来的に減少が予想される水需要をしっかりと見極め、近隣事業体と施設統廃合を検討しながらも、安定供給を大前提にその需要に見合った施設の設置を行っていきます。また、ポンプ場の運転、維持管理、水質管理等の業務については、民間へ包括委託しています。

有収率^{*}は 95.2%（平成 28 年度（2016 年度）時点）と高い数値となっており、施設の稼働状況が十分に収益に反映されているといえます。また、ポンプ場の建屋は耐震性能を有していますが、配水池の一部は、耐震化を行う必要があります。

※ 有収率：施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されている。数値が低い場合は、漏水等の原因を特定し、その対策を講じる必要がある。

ウ 管理に関する基本的方針

上水道施設は、ストックマネジメント（アセットマネジメント）を実践することにより中長期にわたる更新需要を把握するとともに、施設と管路の定期的なメンテナンスにより延命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減と適切な管理保全に努めます。また、更新需要が特定の時期に重ならないように事業量の平準化を図ります。

(20) 下水道施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■下水道管延長約 638km、排水管延長約 112 km

| 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|------|------|-----------|----------|
| S46 | 1971 | 名和前ポンプ場 | 2,291 |
| S47 | 1972 | 元浜ポンプ場 | 2,421 |
| S61 | 1986 | 浅山ポンプ場 | 1,883 |
| S62 | 1987 | 伏見ポンプ場 | 275 |
| S63 | 1988 | 浄化センター | 19,403 |
| H1 | 1989 | 加家ポンプ場 | 1,561 |
| H8 | 1996 | 天宝ポンプ場 | 2,566 |
| H9 | 1997 | 戸石ポンプ場 | 18 |
| H22 | 2010 | 下名和中継ポンプ場 | 714 |

イ 現状や課題に関する基本認識

本市の公共下水道は、令和2年度（2020年度）末で普及率は86.6%となっており、今後も整備を進捗するために多くの負担が見込まれます。

公共下水道や公共下水道以外の排水管の老朽化が進むなか、計画的な維持管理や修繕に取り組む必要があります。

名和前ポンプ場、元浜ポンプ場は、建設後40年以上が経過し、老朽化に伴う大規模な修繕等の対策が課題です。

ウ 管理に関する基本的方針

下水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、長寿命化計画や総合地震対策計画に基づいた適正な維持管理や修繕に取り組むことで、トータルコストの縮減や負担の平準化に努め、管渠や施設の状態を健全に保ちます。また、県や他市町と共同して汚泥処理施設の建設を進めており、浄化センターから発生した汚泥処理費用の削減を図っていきます。

また、下水管路は、ストックマネジメントによる予防保全を行い、管路更生を行うなど、ライフサイクルの延伸を図ることによる長寿命化と適切な管理保全に努めます。

(21) 河川

ア 本類型の対象インフラ施設

■河川延長約 9.6km（大田川、中川、富田川、上野新川、奥山川、横須賀新川、土留木川）

イ 現状や課題に関する基本認識

河川は、多様な生物の生息及び生育する環境と、地域の活力創出やうるおいある空間である一方、集中豪雨や台風によって甚大な被害が発生することもあるため、河川が氾濫しないことを目的としてつくられた堤防は、市民の生命と資産を洪水から守る最も重要な防災構造物です。

市内には約20kmの河川があり、そのうち市管理の準用河川は約10kmで、単独水系の土留木川以外は、県管理の二級河川水系になっています。

準用河川は暫定断面となっており、また、堤防の耐震化は未整備のため、今後、河川整備計画に基づく河川改修と合せて、堤防の耐震化を行う必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

河川は、インフラ施設の長寿命化方針に基づいて日常的な巡視及び定期点検や調査等を行い、その劣化状況に応じて補修・改修・更新を行います。

(22) 港湾

ア 本類型の対象インフラ施設

■護岸延長約 1.4km（共有部分を含む）

イ 現状や課題に関する基本認識

本市は名古屋港の一部となっており、埋め立て地に製鉄所などの工場が建設されたため、主に民間の管理する護岸となっています。

市管理の護岸は、8箇所合計約 1.4km（共有部分を含む）と樋門 2 箇所であり、適切な維持管理に努める必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

港湾施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づいて日常的な巡視及び定期点検や調査等を行い、その劣化状況に応じて補修・改修・更新を行います。

(23) ため池

ア 本類型の対象インフラ施設

■7 箇所（大廻間池、前後池、前後中池、はず池、奥山池、ヤカン池、山田池）

イ 現状や課題に関する基本認識

本市には、市保有のため池 7 箇所のほか、水利組合や町内会等が所有しているため池もあります。農業用水利施設として築造されたものですが、農家戸数の減少や都市化の進展によって、ため池下流域では住宅地が広がっている池もあります。また、ため池のうち、公園施設として維持管理しているものもあります。

近年多発する大雨等の異常気象や、懸念される大規模地震によって堤体が決壊した場合、ため池下流域住民の生命財産に被害を及ぼす恐れがあること、また、周辺の都市化に伴い、ため池における水難事故の危険性が増していることから、ため池の安全対策を検討していく必要があります。

ウ 管理に関する基本的方針

ため池は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行います。

また、定期的に、公園等の修景機能や洪水調整等のため池としての効果や市民ニーズ等の社会環境の変化を評価したうえで、施設の継続性等の方向性を示します。

(24) 農業用排水施設

ア 本類型の対象インフラ施設

■排水路延長約 10.9 km、農業用水管延長約 7.3km

| 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) | 区分 | 建設年度 | | 施設名 | 延床面積 (㎡) |
|----------|------|------|-----------|----------|------------------------|------|------|----------|----------|
| 排水 機場 | S37 | 1962 | 浅山新田排水機場 | 104 | 用水 機場 (樋門 含む) | S44 | 1969 | 信濃川農業用樋門 | 29 |
| | S38 | 1963 | 天宝新田排水機場 | 191 | | S46 | 1971 | 養父新田用水機場 | 27 |
| | S43 | 1968 | 養父新田排水機場 | 96 | | S55 | 1980 | 川北用水機場 | 16 |
| | S44 | 1969 | 川南新田排水機場 | 91 | | S56 | 1981 | 川南用水機場 | 16 |
| | S51 | 1976 | 川北第二排水機場 | 40 | | S57 | 1982 | 天宝用水機場 | 16 |
| | H13 | 2001 | 加木屋第三排水機場 | 28 | | H12 | 2000 | 浅山用水機場 | 16 |
| | H14 | 2002 | 川北新田排水機場 | 134 | | | | | |

イ 現状や課題に関する基本認識

市内には、排水機場が 7 施設、用水機場が 5 施設と農業用樋門が 1 施設あります。

農業用排水施設の多くは、建設後 30 年以上が経過しています。

ウ 管理に関する基本的方針

農業用排水施設は、インフラ施設の長寿命化方針に基づくストックマネジメントによる予防保全を行います。

排水機場と用水機場のポンプ等の規格・能力については、農地の市街化に伴う状況等に依りて、排水面積や受益地面積の見直しを行い、計画的に長寿命化を進めます。

特に、近年市街化が進行し、排水面積や受益地が急激に減少している地区や、区画整理に伴う受益地等の減少が計画されている地区については、排水及び用水能力の適正化と施設・設備等の除却等の検討を行います。

第6章 計画の推進

1 公共施設マネジメントの推進

(1) 推進体制

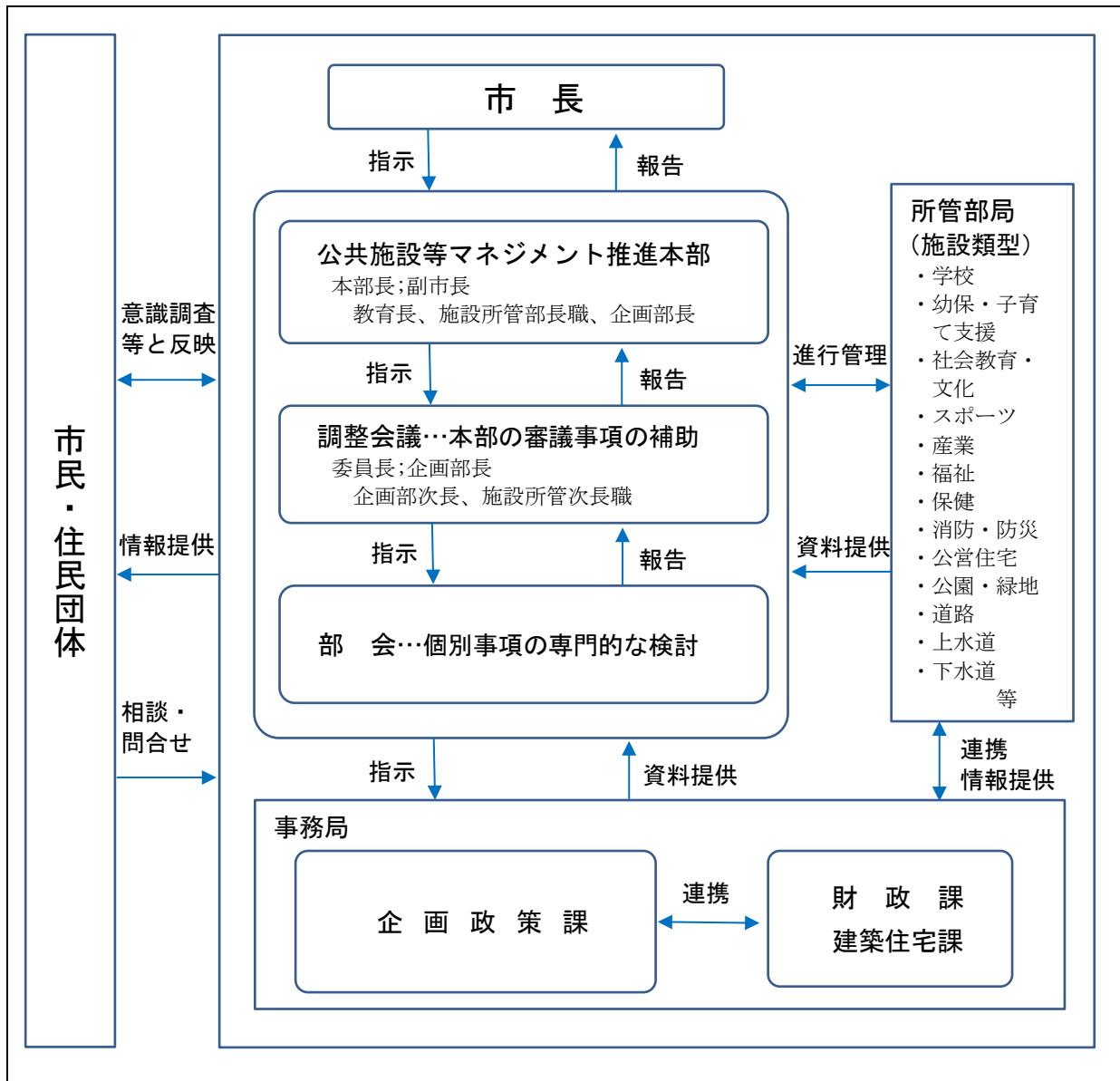
公共施設等のマネジメントを推進していくため、庁内横断的な推進体制により、全庁的に取り組めます。

公共施設等マネジメント推進本部において、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントに関する基本方針の策定や総合調整、本計画の進行管理や見直しを総括します。

また、事務局において、施設の情報を管理・集約するとともに、財政面からの進行状況の管理を行い、本計画の見直し、関係部署の調整等を行います。

各施設所管課においては、事務局と連携しながら、所管する公共施設等の適切な維持管理を進め、必要に応じて個別施設計画の見直しを行います。

《推進体制図》



(2) 職員の意識改革

全庁的に本計画を推進していくためには、職員一人ひとりが本市の公共施設等の現状等について十分に理解し、公共施設等の維持管理や経営的視点に立った施設総量の適正化を図っていくとともに、職員自らが社会情勢や市民ニーズの変化に対応できるよう、創意工夫を行っていくことが重要です。そのためには、本計画を通じて、職員の啓発に努め、公共施設等のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

2 PDCAサイクルの推進

(1) 再編計画、個別施設計画のフォローアップ

本計画の推進に当たっては、再編計画の各アクションプランと個別施設計画の進行状況を確認することとし、5年毎にフォローアップを行い、計画の見直しを行います。

また、公共建築物の最適化の進み具合を測るため設定している数値目標の達成状況を確認します。

《フォローアップ（進行管理の内容・着眼点）》

| アクションプラン | 期間 | 進行管理の内容・着眼点 |
|----------|-----|--|
| 前期 | 11年 | <ul style="list-style-type: none"> ・5年経過時の進行状況と検討状況の確認 ・公共建築物の最適化方針の決定、変更した内容の本計画等への反映 |
| 中期 | 10年 | <ul style="list-style-type: none"> ・期間内に更新前20年を迎える施設の長寿命化や更新、複合化等の検討状況の確認 ・公共建築物の最適化方針の決定、変更した内容の本計画等への反映 |
| 長期 | 20年 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の最適化目標の全体の進行状況の把握 ・財政バランス、平準化状況の把握 ・公共建築物の最適化方針の決定、変更した内容の本計画等への反映 |

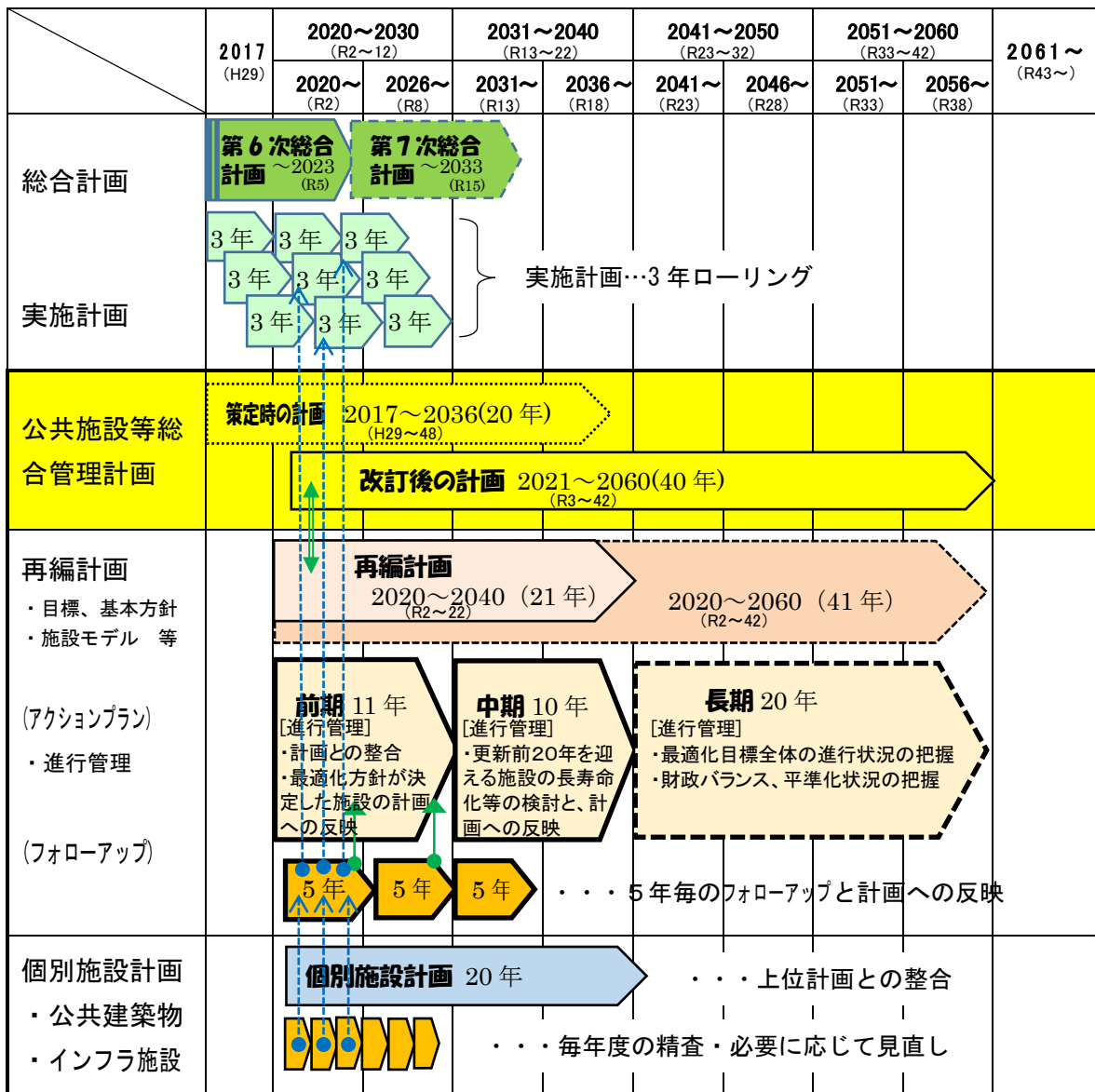
(2) PDCAサイクル

本市では、総合計画の目指す「まちづくり」を実現するため、毎年策定する3年間の実施計画を予算編成に反映させることにより、計画的な財政運営を行っています。そこで、個別施設計画に位置付ける対策（年次別事業計画）の実施状況については、毎年策定する総合計画の実施計画（3年間）のなかで、市全体の財政支出の優先順位や施策の重要度などとの調整を行います。

《PDCAサイクル》 ●；策定（見直し）、5年毎に実施 ➤；毎年実施

| | 本計画（再編計画） | 個別施設計画 |
|-----------------------|---|--|
| Plan (立案) | <ul style="list-style-type: none"> ● 本計画の策定（見直し） ● 再編計画の策定（5年毎、必要に応じて見直し） | <ul style="list-style-type: none"> ● 個別施設計画の策定（5年毎、必要に応じて見直し） ➤ 実施計画等の設定（毎年） |
| Do (実行) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 再配置の取組方針の検討（毎年） <ul style="list-style-type: none"> ・再編ロードマップの推進 ➤ 改善案の実施（毎年） | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取組み案の実施（毎年） ➤ 年次別事業の実施（毎年） |
| Check (評価) | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画の進行状況の確認（5年毎） ● 計画全体の成果確認（5年毎） <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の実施状況の確認 ・最適化目標の進行管理 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 年次別事業計画の進行状況の確認（毎年） |
| Action (改善) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 改善策の検討（毎年） ● 改善案の本計画への反映（5年毎に見直し予定） ● 改善案の再編計画への反映 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 改善策の検討（毎年） ● 改善案の個別施設計画への反映（必要に応じて見直し） |

《各計画の連携イメージ》



担当課：東海市 企画部 企画政策課公共施設マネジメント室

〒476-8601

愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話：052-603-2211又は0562-33-1111

FAX：052-603-8803